

平成29年 第5回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成29年12月8日 開会

平成29年12月11日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成 2 9 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 5 回 定 例 会

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

1 2 月 8 日 (金) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 6
○会議録署名議員の指名 7
○会期の決定 7
○諸般の報告 7
○一般質問 1 4
 4 番 宮 原 みさ子 議員 1 4
 3 番 阿左美 健 司 議員 2 3
 2 番 黒 澤 克 久 議員 3 5
 8 番 大 野 伸 恵 議員 4 2
 6 番 新 井 鼓次郎 議員 5 3
○延 会 5 9



1 2 月 9 日 (土) ○休 会
1 2 月 1 0 日 (日) ○休 会



1 2 月 1 1 日 (月) ○開 議 6 3
○議事日程の報告 6 3
○答弁の補足 6 3
○一般質問 6 4
 5 番 浅 見 裕 彦 議員 6 4
 1 番 向 井 芳 文 議員 7 7
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 8 3

・議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））	
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
・議案第53号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
・議案第54号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
・議案第55号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
・議案第56号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
・議案第57号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
・議案第58号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
・議案第59号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○答弁の補足	97
○請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	98
・請願第1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願書	
○発議第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	99
・発議第3号 横瀬町手話言語条例	
○閉会中の継続審査の申し出	103
○閉会	104

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第49号

平成29年第5回横瀬町議会定例会を、平成29年12月8日横瀬町役場に招集する。

平成29年12月1日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

平成29年第5回横瀬町議会定例会 第1日

平成29年12月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 宮 原 みさ子 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長管理
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記
------	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成29年第5回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

今日は、議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言あいさつをさせていただきます。

ことしも早いもので秩父夜祭も終わり、あっという間に1年が過ぎ去ろうとしております。当町におきましては、今年度事業も順調に進んでいるところでありますが、各事業の進捗状況の一部、10月以降のイベントを中心にご報告をさせていただきます。

まず、10月1日、西武鉄道と町とが連携した横瀬町大同窓会を、西武線の電車内で初めて開催いたしました。当日は、町出身者や在住者など75名の方々のご参加いただき、世代間を超えて交流を深めるなど楽しいひとときを過ごしていただきました。ほかでは余り見られないユニークな施策として、読売新聞、埼玉新聞、東京新聞の3紙で写真つきで取り上げていただきました。

次に、10月8日に開催した町民体育祭ですが、当日は天候にも恵まれ、延べ約2,600名の町民の皆様にご参加いただき、盛大に開催をすることができました。さかのぼると、昭和26年から開催している伝統ある一大イベントでありますので、今後も大切にしていきたいと思っております。

次に、10月29日に開催したよこぜまつりですが、当日はあいにくの雨模様となりましたが、ことしからスポーツ交流館で開催した健康まつり、町民グラウンドで実施した大宮アルディージャによるサッカー教室と合わせ、約3,000人の皆様にご来場いただきました。

次に、11月8日、シェアサミット2017が東京のラフォーレ原宿で開催され、その席上において、一般社団法人シェアリングエコノミー協会から横瀬町がシェアリングシティとして認定をされました。千葉市や

浜松市など12の市と並んで、町村としては横瀬町を含む2町1村、合計で15市町村がシェアリングエコノミーに先進的に取り組む自治体として認定をされました。よこらぼを通じて提案され、動き始めた体験のシェアやスペースのシェアといった幾つかのシェアリングの取り組みが、高く評価されたことによるものと思っております。

次に、横瀬クリエイティビティクラスですが、11月19日に横瀬クリエイティビティクラスの発表会を町民会館ホールで開催し、町の生徒たちがクリエイターたちから学んで制作した映像作品等を、町内外からご来場いただいた約300名の皆様に披露いたしました。全国的にも大きな注目を集め、九州や関西からいらしたお客様もいらっしゃいました。この半年にわたる横瀬クリエイティビティクラスの活動を振り返りますと、参加した横中生らがとてもよい影響を受けて、明らかに変わったこと。その成果を映像作品等として具体的に残すことができたこと。第一線で活躍するクリエイターさんらと、今後につながるよい結びつきができたこと。町の知名度向上、イメージアップに大きく寄与したこと。さらに、それらの成果が町の経済的な負担はほとんどなしでもたらされたことなどから、町としてもとても大きな価値がある事業だったと思えます。

そして、このクリエイティビティクラスのきっかけとなりましたよこらぼの取り組みにつきましては、この1年間で全国的にも注目される町の看板事業になっていると実感しております。よこらぼについては、今後も皆様から忌憚のない意見をお聞かせいただきながら、よりよい方向に導いていきたいと思っております。

もう一つ、今週の12月6日に株式会社西武ライオンズさんと連携協力に関する基本協定を締結しました。県内では自治体として22番目の締結ですが、人口1万人以下の小規模自治体としては、初めての連携協定締結です。スポーツ振興や青少年の健全育成、地域振興のさまざまな面で埼玉西武ライオンズにご協力をいただくもので、当町にとってとても有意義な協定になると考えます。

以上、事業等の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業等の執行には細心の注意を払い、効果的な行政運営に努めていく所存でありますので、議員各位には、ご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。また、健康には十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げた議案であります。専決処分の専決1件、条例の一部改正3件、補正予算4件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

1番 向井芳文 議員

2番 黒澤克久 議員

12番 若林清平 議員

以上の3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、12月1日、委員全員、議長、事務局長、書記で行いました。

議案等の提示を受け、審議した結果、本定例会の会期は12月8日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

なお、9日土曜日と10日日曜日は休会といたします。

議員の皆様には円滑な議会運営をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日8日から11日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は4日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成29年第4回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成29年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成29年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、例月出納検査並びに定例監査等の監査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に、結果報告書の写しが配付されていると思いますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明させていただきます。内容につきましては、平成29年9月19日、10月23日及び11月17日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたしましたものでございます。

検査の対象といたしましては、平成29年度一般会計歳入歳出現金出納状況及び各特別会計にかかわる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の経過でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成29年10月31日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は3億3,608万1,451円であることを確認いたしました。

次に、定例監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、平成29年11月17日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び同条第7項の規定により報告したものでございます。

本年度の定例監査は、本庁舎内の各課及び芦ヶ久保出張所、横瀬町児童館、横瀬小学校を対象に、10月26日、30日の2日間で実施いたしました。

監査対象は、あらかじめ指定した事項を除き、平成28年4月から平成29年9月末までの各課の財務に関する事項の執行及び経営に関する事業の管理並びに財政的補助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、各課における財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理につきまして、共通事項及び個別事項については事項別に指示をして、監査を実施したところでございます。共通事項につきましては、指定様式により総括表の提出及び関係書類の提出を、個別事項につきましては、関係書類の提出を求め、課長の説明の後に、これらについて質疑応答を実施いたしました。

財政的補助団体監査につきましては、横瀬町シルバー人材センターを対象に監査を実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお詳細は、結果報告書をごらんいただくようお願いいたします。ここでは要旨のみ申し上げさせていただきます。本定例監査を実施したところ、各課における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、おおむね適正に処理されており、特に問題なところは認められませんでした。

また、財政的援助団体の横瀬町シルバー人材センターについては、監査に付された関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、本定例監査等の結果につきましては、地方自治法第199条第9項の規定により、平成29年11月20日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

「みんなの願いが叶う街」ということで横瀬町を盛り上げていきたいと思っております。皆さんで頑張りましょう。本日はありがとうございました。

○小泉初男議長 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。議長の許可を得ましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会は、平成29年11月27日午後2時より、横瀬町役場301会議室において行いました。出席につきましては、委員6名全員であります。執行部から10名、事務局2名であります。

初めに、富田町長からごあいさつをいただきました。その後、会議録署名委員としまして、小泉初男委員、若林想一郎委員を委員長から指名いたしました。

審査事件等についてであります。(1)といたしまして、所管事務調査、①で町の債権(公債権と私債権)管理事務等についてであります。②といたしまして、臨時財政対策債の歳入に対する位置づけと現状課題について、これが所管事務調査であります。次に、(2)といたしまして、教育委員会の報告を受けました。(3)、その他であります。

審査経過とまとめであります。(1)の所管事務調査についてであります。町の債権(公債権と私債権)管理事務等について、これにつきましては税務会計課長から、資料に基づき説明を受けまして、質疑応答を行いました。まとめといたしましては、当委員会といたしまして、町の債権管理についての説明を受けたということでまとめといたしました。

次に、②の臨時財政対策債の歳入に対する位置づけと現状課題についてであります。資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。これにつきましては、町経営課長からの説明であります。委員会といたしましては、まとめとしまして、臨時財政対策債の歳入に対する位置づけと現状課題について説明を受けたということでまとめといたしました。

(2)の教育委員会の報告であります。教育委員会報告については、教育長から説明がありまして、質疑応答を行いました。当委員会といたしまして、まとめといたしましては、教育委員会から報告を受けて

説明を受けたということでまとめといたしました。

その他の項目についてであります。執行部から所管事務の報告、説明がありました。当委員会としては、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告といたします。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

3番、阿左美健司議員。

〔阿左美健司産業建設常任委員会委員長登壇〕

○阿左美健司産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の阿左美健司です。議長のご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

開催日時と場所ですが、平成29年11月27日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は委員5名、執行部4名、事務局2名でした。

まず、執行部を代表して富田町長にごあいさつをいただきました。次に、会議録署名委員を新井鼓次郎委員と黒澤克久委員をお願いいたしました。

審査事件等でございますが、まず(1)、所管事務調査、鳥獣害対策について、(2)、その他の2つでございます。

審査経過、まとめですが、(1)の所管事務調査、鳥獣害対策について町田振興課長より、横瀬町における鳥獣別、農作物別の被害金額、鳥獣の捕獲頭数及び町内の捕獲頭数の多い地域のほか、横瀬町、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町の過去5年間の被害状況などを資料に基づいて説明を受け、質疑応答を行いました。まとめとしまして、当委員会としては、鳥獣害対策について説明を受けたということでまとめといたしました。

(2)、その他でございます。執行部から12月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

なお、審査事件終了後、JAちちぶ横瀬農産物直売所を視察し、JA直売所の責任者の方から説明を受けました。出席者は、委員5名、執行部1名、事務局2名でした。

以上です。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組會議議員の報告をお願いいたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 皆さん、おはようございます。6番、新井でございます。議長よりご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合の報告をさせていただきます。

今回の期間における報告は、全員協議会1件、定例会1件、その他でございます。まず、全員協議会ですが、平成29年11月14日午前10時より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は議員16名

全員と関係職員でございます。

議事第1、諸報告では、組合議員選挙の結果、小鹿野町議会より岩田和幸議員、加藤喜一議員が新たに選出されました。そして、空席となっていた副管理者は、皆野町町長石木戸道也氏が就任しました。また、管理者提出議案の概要、水道事業に係る国、県への要望活動について説明を受けました。

議事第2、議会運営についてですが、新任議員の議席、常任委員会、議会人事について報告を受けました。

次に、第3回11月定例会ですが、平成29年11月21日午前10時より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は、議員16名全員と管理者、副管理者、理事、関係職員であります。

まず、議事第1、議席の指定であります。組合議員選挙による新組合議員2名の指定で、小鹿野町の岩田議員が15番、加藤議員が16番に指定されております。

第2、会議録署名議員の選任ですが、これは3名の方が指名されております。

第3、会期の決定、これは1日であります。

第4、常任委員会委員の選任ということで、新しくなった方が総務委員、厚生委員に分かれております。15番、岩田議員が厚生委員で副委員長、16番、加藤議員が総務委員になっております。

第5、諸報告、これは報告3号、4号の2件と監査報告等でございます。

第6、委員長報告は、総務常任委員会の調査研究報告。この内容ですが、広域組合議会の2月定例会における会期について研究したものでございまして、従来どおりで構わないという結論でございます。

第7、管理者提出議案の報告、これについては今回7件でございます。

第8、一般質問、3名の方それぞれが水道事業にかかわる一般質問をされております。

次に、議事第9から第15につきましては、管理者提出議案の7議案で、平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、条例の一部改正、補正予算でありました。議案11号から17号、全7議案は、全て総員賛成、可決となっております。

次に、その他であります。秩父広域市町村圏組合議会行政視察研修が平成29年10月17日から18日でありました。視察地は新潟県で、糸魚川消防本部では消防体制と駅北大火について、柏崎市ガス水道局では小電力発電事業について研修しました。

以上、報告いたします。なお、広域議会資料につきましては、控室に置いてありますので、詳細につきましてはごらんいただいた後、控室等でも質問していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がございましたら、お受けいたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点、監査委員の方にお伺いします。

監査の報告でありました平成29年度定例監査等の報告についてということで、地方自治法199条第4項の規定に基づく監査であります。この中でページ数3ページになりますが、第6、監査結果について、1つとして財務に関する事務の執行、その「及び」という点で、経営に係る事業の管理に関する監査というのがあります。財務に関するものは、数字等でこういう形で見えるので、こういう形で監査してきたのだ

なというのはわかるのですが、経営に係る事業の管理に関する監査、これは概略で結構です。どのような点について、どのような監査を行ったかについて説明していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬の監査の第81号で出ている定例監査でないやつのほうです。これの3ページ目の一番上のところであります。監査結果についてということで、一番上の欄で経営に係る事業の管理に関する監査ということがありますので、その経営に関する事業の管理に関する監査というのは、どういうものをどのようにして行ったか、概略で結構ですので説明していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいま5番、浅見裕彦議員の質問中でございますけれども、マイクのふぐあいが出ているようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時57分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま5番、浅見裕彦議員の質疑中でございますけれども、ここで報告者にお願ひいたします。

加藤代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 入念にチェックしていただきまして、まことにありがとうございます。

財務に関するということと経営に関するということで、どんなことということのご質問になるかと思ひます。横瀬町の監査委員ということで監査をさせていただいております。当然、毎月の定例監査という形のもの、あと例月監査という2つの手法で監査のほうをしております。職業柄、税理士という立場で、ちょっと違った形で監査のほうをさせていただいているかと思ひます。

会社で見させていただきますと、人と物と金というものは必ずペアになって、そこがうまくいっているところはうまくいくし、一つでも欠けているところはうまくいかない。任されているところというのは、今回の定例監査においても、一つはお金という形のものを中心に見させていただいているということになりますので、一つの言葉としては、財務に関する事項ということになります。経営ということになりますと、残ったところの人の問題、金の問題、物の問題。人の問題でいきますと、大きく言いますと、町長がお預かりしておりますのが人材という財産であります。いかにこの財産というものをうまく使っているかどうかというものを、職員の評価と同時に町長の評価をさせていただいているということになります。ある課においては、出張旅費というものは、通常、普通の民間の企業でありますと、行ってきて次の日に課長もしくは上司に報告をして、出張報告を書いて、常に報告状態がうまくいっているはずだ。なのだけれども、ある課においては精算が1カ月後、2カ月後に旅費の精算が出るような課もあるということは、上

司に報告をしているのだろうか。おまえ出張したのに、何で旅費の精算していないのだ、出張報告はどうしているのだという、上司の管理状態もいかなものかという監査の目で見させていたでいるということになります。

あと、当然民間とは違いまして、予算に基づいて実行という形のものになります。当然なのですけれども、予算がありまして実行です。誰もそうですけれども、予算がないからできないという言葉はなるべく使いたくないわけですから、予算は多目にとっておくと。結果的には使わなくてという話になると、お金という財産を使わずに終わってしまうというところで、3月とか、補正予算というのも入れているかと思えますけれども、監査の立場からしますと、不用額というものを提出いただいております、何でこの不用額が出たのかということが、いわゆる職場の職員が査定が甘かったのか、入札方法が競争入札もしくは合い見積もり、あとは新しい新規の取引先を開拓することによって、安い業者を見つけることができた。また、すり合わせることによって、安いことができたということで、よかった、コストができたということで、職場の人たちのいわゆる能力のアップがどれくらいされているかという、そういう意味の評価をさせていただいているというものも、この中では数字だけではないのですけれども、評価させてもらっている。

あと、やっぱり契約の中に、大きなところで言うと、そこしかできないのだよという業者の答えがあります。1社見積もりしかしない。本当にそうなのかな。特に税務申告だとかシステムとかという、TKCとかいう業者がほとんど大金を行っているのですけれども、本当にこの業者しかできないのかなというのを、担当者の方から聞いているということになるかと思えます。そういう意味で、随意契約がどうなのか、そういうものも含めて合い見積もり、単独見積もり、競争入札とかいろんな方法はしていますかという意味のチェックを、監査委員の立場でさせてもらっているということになります。ただ、皆さんのほうへ報告させていただきますのは、数字という形でありますので、予算に伴って、その予算の執行状態が100に近づいて、結果的に能力がなかったらできないのですというのをなるべく防ぐためには、月々の執行状況も確認をしているという状況になります。

浅見議員のご指摘のページでいくと、執行率が何%というのが出ていますかと思えます。この執行率につきましても、運動会でもありますけれども、スタートは速いのだけれども、ゴールに近づいていくとだんだん遅くなってしまおうという人もいらっしゃるし、スタートは遅いのだけれども、でもゴールに近づくとすごい速いのだよというものもあります。ことわざ的にも、初めよければ全てよしというものもありますし、終わりよければ全てよしという言葉もあります。ゴールにつけて予算どおり執行率100%、町民と約束したものが全てうまくいくというのが、監査委員としては必要なことなのだと思いますけれども、監査例月としては12回に分けて、その進行状態がおくれているもの、また逆に言いますと、どうしても予算書的には冬にならないとか、あとは県の予算書をもらうとかという関係上で、1月、2月、3月でないと執行率が上がってこないというものの確認だとかをさせていただいているというものになります。

要は、監査的には数字ということを今回監査の立場では報告させていただいておりますが、関係部署のいわゆる失礼な言い方ですけれども、各課長の能力、部下を把握する能力、ひいては町長の人材をいかに活用しているかというものを評価させていただいているというのが、私の実感になります。人、物、金というものを、私としては代表監査という立場で物を見させていただきませんが、普通の人はちょっと違い

まして、私は税理士という立場を持っていますので、その経験を生かさせていただきまして、それを応用して監査に当たっています。ですから、人、物、金を中心に見させていただいているものと思っています。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。町の各課長等の進捗率等を見ながら監査をしてきているということで、全体的な1年間の進行状況がどうかというのも例月検査でやっているとのことでありました。

今、このページで見ますと、9月末における歳出の執行率ということで、4、5、6、7、8、9、半年過ぎたところで見ますと、一般会計においてはおよそ4割、それから国民健康保険特別会計においてもおよそ4割ということで、半期を過ぎたところで4割、これが進行状況とかの点から見たときに、おおむね良好であるという判断だと思います。そういうことでよろしいでしょうかの確認だけです。もう一度、済みませんがよろしくお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 当然、浄化槽だとか大きな数字もあるし、ちっちゃな数字もあります。当然なのですけれども、こととしてどうなのかというものと、去年と比べてどうなのか。私もことしが初めてではありませんので、3回目という形のものになりますので、例年並みのある意味の報告どおり、おおむね順調ということで答弁させていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

傍聴席の皆様には、不都合あり、まことにお待たせいたしました。申しわけございません。

それでは、質問に入らせていただきます。大きく分けて3点質問します。1点目、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて、2点目としてヘルプカードの普及啓発について、3点目として防災士の育成、啓発についてです。

最初は、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてです。3つの質問があります。1つ目は、地域包括ケアシステムを町としてどのように取り組んでいるのか、また今後の課題は何かをお伺いします。

2つ目は、認知症対策について、徘徊高齢者等の早期発見、保護するための町の対策はどのように取り組んでいるか、そのための反射材シールの導入は考えているのかをお伺いします。

3つ目は、肺炎球菌ワクチン接種の横瀬町の接種状況と啓発活動の取り組みについてお伺いします。

大きな2点目として、ヘルプカードの普及啓発活動についてお伺いします。ヘルプカードの普及啓発は、東京都が最初に行ったもので、自閉症の子供を持つお母さんからの訴えがきっかけとなり、研究を重ね作成されました。平成24年10月に市町村向けのガイドラインが策定され、全国の自治体でも導入を始めています。ヘルプカードとは、障がいのある方が緊急時や災害時だけでなく、日常的にも何か困ったことがあったとき、誰かに伝えたいこと、例えば緊急連絡先やアレルギーの有無、周りの人に配慮してほしいことなど、困ったときの対処の仕方、障がいの特性や支援方法などを書き、携帯するものになっています。個人情報悪用されない工夫をしながら、身近なトラブルや何らかの災害に巻き込まれたときなどに、自分の意思や状況、困っていることなどを正確に伝えられない方のために、周囲の人をお願いするための手段としてサポートできるようにつくられたカードです。町としての導入成果はどのようになっているのか伺います。また、今後の課題は何かお伺いします。

次に、大きな3点目として防災士の育成、啓発活動について、町の取り組みと資格取得の補助はできるのかお伺いします。災害が発生した際の活動は、自助、共助、公助による3種類があります。このうち、公助活動の実際は消防、警察、自治体職員によって行われるほか、高度の専門的活動については、専門の資格保有者や、それらを擁する協会、業界団体、専門会社が、国や自治体の要請を受けて行われます。

一方、災害の発生直後から初期段階における活動、公助の動き出す前の活動については、みずからの力と、近隣住民同士の共同で切り開いていかなければなりません。この自助、共助の活動を災害発生時に実践する人材として防災士を位置づけています。

防災士とは、自助、互助、共助を原則として、防災の知識を持っている人のことを言い、NPO法人日本防災士機構が試験に合格した人を認定するものです。2003年の阪神・淡路大震災の経験から、防災力の向上をさせるため制度を発足させたとのこと。民間資格ではありますが、この震災以降、災害ボランティアの組織化、大規模災害時の減災知識の集約化が進んできました。実際に災害が起きた際には、これらの災害ボランティアらの活動だけでは対応し切れないと予想されます。このため、国民一人一人に防災意識を持つよう育成がなされています。

防災士に対する町の考えは、また防災士の資格を取得するのに約6万円かかり、高額なこともあり、補助制度ができないか、町としてのお考えを聞かせてください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてに対する

答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから要旨明細の（１）、（２）について答弁をいたします。

まず、要旨明細の（１）、地域包括ケアシステムの町の取り組みと今後の課題についてであります。国では、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービスの提供体制、これを地域包括ケアシステムと言いますが、その構築を推進しております。地域包括ケアシステムの考え方は、病院からの継続的な健康・疾病管理を行いながら、生涯を通じた医療、ケアを地域へ移行させて行い、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるというものでございます。

秩父地域では地域の特性上、地域課題は圏域共通の課題であるということから、ちちぶ定住自立圏協定のもと、圏域で連携して協議をするちちぶ圏域ケア連携会議、ちちぶ圏域ケア推進会議が設置されておまして、ちちぶ版地域包括ケアシステムの構想ができ上がっております。愛称をいきあいシステムと言いますが、医療、介護等を含めた生活圏を一つとする秩父圏域におけます横断的な課題解決の取り組みを進めております。

また、秩父市立病院にちちぶ在宅医療・介護連携相談室を設置し、医療と介護の連携を進めております。病気になったときに適切な治療を受けられ、退院後に在宅治療や介護も、この連携相談室が適切な手配を行う仕組みができております。今後もさらに進行が見込まれます高齢化社会の中で、保健、医療、介護、福祉の関係者と地域の住民の皆さんとが連携をとり、安心して生活ができる地域づくりを推進する必要があると考えております。

次に、要旨明細の（２）、認知症対策、徘徊高齢者等の早期発見・保護対策についてであります。まず認知症対策であります。現在、町では認知症への理解を深め、町なかで認知症高齢者を見かけたときに、身近な人たちが適切な対応をとれるよう、認知症サポーター養成講座を実施しております。平成27年には横瀬町役場におきまして、昨年度には三菱マテリアル横瀬工場さんにおきまして実施をしております。さらに、今年度は2月1日に町民会館において実施をする予定であります。また、来年度には小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施したいと考えており、子供のうちから認知症への理解を深めてもらえればと考えております。その他の対策といたしましては、昨年度に介護事業所と協働で認知症高齢者への声かけ誘導訓練、徘徊模擬訓練を実施いたしました。

ご質問の反射材シールについてであります。高齢者向けに反射材キーホルダーやリストバンド、こういったものを機会を捉えて配布をしておりますが、高齢者が行方不明になった場合、早期発見や事故防止のための反射材シール、こういったものは導入はまだしておりません。県内では、新座市、朝霞市さん等、まだ少数ですが、幾つかの市でこのような反射材シールの導入をしていると聞いております。搜索や保護された場合の役に立つものと思っておりますが、対象となる高齢者の特徴や緊急連絡先などの情報の登録、登録内容を警察署、消防機関等と情報共有すること、個人情報に関すること等を含めまして、今後調査をしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 続きまして、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の状況につきましては、平成27年度の接種率は約30%、平成28年度は約27.9%、29年度におきましては、10月末現在で約13.4%となっております。啓発活動につきましては、毎年広報4月号にお知らせの記事を掲載しております。また、今年度は、広報12月号の配布時に案内のチラシの全戸配布を行いました。今後も接種率向上のため、周知に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。私もこの横瀬町は、福祉に関しては物すごくほかの地域と比べて素晴らしい実践というか、行っているということを実感しております。今後もなお一層、もっと充実したものをつくっていただきたいと思います。

ちなみに、地域包括ケアシステムの構築というのは、私たち公明党でも全国統一的共有課題として、国会議員、地方議員のネットワークを通し、研究や検討を重ねております。政府への政策提言を行ったり、財源の確保、人材の確保、サービスの確保、認知症高齢者対策の推進、高齢者の住まいの確保、自治体における運営体制の確保であります。この地域包括ケアシステムの実現は、横瀬町においても、急速に進む高齢化へ向けた対応として欠かせない喫緊の課題であります。その実現に、特に地域の実情や地域特性が重要であり、行政はもちろん、各関係事業者やさまざまな職業の方、そして何より地域がその担い手として積極的な参加も期待されます。先ほど課長さんがおっしゃいました認知症サポートとか、いろいろやっておりますので、本当にそれ以上にまた進んでいきたいと思います。

現在、社会福祉協議会や地域福祉、障がい者施設、地域の安全とどんなように連携をとっているのか。例えば横瀬町の役場の中でプロジェクトチームを立ち上げて推進会議等を設置しながら、迫り来る団塊の世代、2025年に向けてさらに進めていきたいと思いますので、その点1点お伺いします。

もう一つ、高齢者認知症に対する見守り手段としての反射材シールの導入の件ですが、この例として先進的な取り組みをしている長野県小諸市の例を申し上げます。1人で外出して帰る道がわからなくなるなど、外出に不安、心配のある高齢者を守るため、4月から高齢者の履き物に張りつける反射ステッカーを配布しております。黄色のステッカーの場合は、困っていることはないかとの声かけを、赤のステッカーを見たら、すぐに保護し、市役所に連絡をする。小諸市では、こうした取り組みを市民に周知し、地域住民が見守る中で安心して暮らせる市を目指しています。

また、兵庫県たつの市のはいかい高齢者等見守りSOSネットワークは、認知症などにより徘徊またはそのおそれのある方を事前に連絡先や身体的特徴などを登録し、登録者には靴に張るピカッとシューズステッカーを配布しております。いざというとき、登録情報を関係機関が共有し、地域ぐるみで発見、保護していくネットワークです。介護者や家族が安心できるよう、認知症の行方不明者の情報を共有するシステムや関係機関との連携、地域住民と協力して捜す体制整備など、早急な対策を講じることが重要だと思っておりますので、その点こういういろいろな例がありますけれども、一番簡単な本当に靴の裏に張る反射

材シール、そこに登録できる番号も書いてというのもありますので、もう一度町の取り組みをお伺いいたします。

それと、高齢者肺炎球菌予防接種の件ですが、今月号の12月号の広報にご案内が来て、4月だと忘れてしまっている方も、これだとすごいいいものをつくっていただいたと思いましたが、今後もこのようにいろんなワクチンに関してもつなげていっていただければと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

まず、地域包括ケアシステムの件でございます。障がい者施設ですとか、介護施設だとか、そういったところの関係者の意見、そういった取り組みのことについてかとは思いますが、地域包括ケアシステムというのは、ちちぶ版におきましては、秩父圏域で組織したものが大きな組織になっているわけなのですが、それぞれの市町村には地域ケア推進会議というものが設置されております。また、その下には個別のケア会議というような会議も設置されておまして、それぞれの多職種、そういった関係者がその会議に参加をしております。

個別のケア会議につきましては、毎月のような形で個別のケアを出し合い、対策等をそれぞれが共有するという形をとっております。それをまた吸い上げました地域のケア推進会議、これが特殊な例をちちぶ圏域ケア連携会議に上げまして、実務者がそこでまず協議をするというような形をとっております。先ほど申し上げましたこの連携会議の上に、各市町の首長さんが参加をしておりますちちぶ圏域ケア推進会議というものが組織をされております。個々の小さな実情も個別のケア会議等で拾い上げ、地域の課題として取り組むような体制ができていますものと承知をしております。

それから、認知症の方のための反射材シールの件でございますが、お話のように個人情報を中心に登録するような形ではなくても、身近な形でのシールの導入というものはお話のようにあるのかと思います。今後、各市町村の状況を調査させていただいて、できるものがあれば検討を進めたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、12月にチラシの配布を行いました後、窓口で手続をされる方は確かに多くなっております。今後も周知の方法を工夫しまして、接種率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 最後、私のほうから補足をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この地域のまず地域包括ケアシステムは大変よくできてきていると思っていま

す。全国の中でも先進的な取り組みができています。この生きがいシステムというのは、1市4町が一緒になってしっかり連携ができています。それから、医師会等の業界団体とも大変近い距離感でオープンな議論ができていて前に進んでいて、いい形になっていると思います。という前提で、しかし今後はやはり見守られる方がふえていくということ。それから、対して支える側の比率が下がるというところが、大きな課題というふうに認識しています。

とりわけ当町におきましては、特に今後でいきますと、社会福祉協議会の守備範囲を少し広げていかなければいけないかなという問題意識を持っています。かなり当町におきましては、健康づくり課もそうなのですが、社会福祉協議会を含めてスリムな人員体制で今対応しているのですけれども、仕事の量もふえてきますし、これからさらに見守られる方々がふえていくということを想定すると、そここのところのマンパワーの拡充ですとか、特に社会福祉協議会がそうだと思うのですけれども、というのは考えていかなければいけないというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございました。

1つお伺いしたいのですけれども、認知症認定の方というのは、町ではどれぐらい把握されているか。介護施設等もありますけれども、そこに入所されている方、あとは本当に家族の見守りの中でも、病院で認定はされないけれども、おかしいと思っている人たちの把握を今後どのように進めていくのか、1点お伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 認知症になられている方の数でございますけれども、実態は把握はできておりません。介護認定の申請があった場合につきましては、介護状態のランクというか、それをつける過程において、認知症の進みぐあいというものは判断材料にはなるかと思えます。ただ、現状では若年性の認知症というようなものも多くなってきております。なかなか65歳以下の方でも認知症というのは起きておりますので、その辺の把握はまだできておりません。

以上であります。

○小泉初男議長 よろしいですか。いいですか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 今後のことにつきましてですが、なかなか全町民を対象とした調査というのは難しいかと思えます。他町村の状況等を調査して、できることがあれば調査をしたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、ヘルプカードの普及啓発についてに対する答弁を求めます。
健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 続きまして、質問事項の2、要旨明細(1)、ヘルプカードの導入の成果と今後の課題について答弁をいたします。

ヘルプカードにつきましては、ご質問にもありましたように、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。また、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見障がい者とはわからない方が、周囲に支援を求める際に有効なものでございます。

当町では、平成27年「広報よこぜ」3月号に掲載をし、配布を開始しておりますが、現在までの配布数はゼロでございます。成果が伴っていない現状であります。ですが、日常生活の中で困っている人に出会ったとき、障がいの内容や求められていることがわからず、どう支援していいのかわからないという状況や、障がいのある方自身が、緊急時にどう支援を求めてよいか、うまく伝えられない、そのような状況があるかもしれません。そういった場合にヘルプカード、これは有効なカードと考えます。今後も配布を継続するとともに、広報活動に加えまして、障がいのある方へ直接案内をするなど、カードの周知に心がけたいと考えております。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

ヘルプカードの普及ということは、なかなか現段階では難しいとのことですが、ヘルプカードというのは心のバリアフリーとか、すなわち障がい者への理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも必要なことだと思います。ヘルプカードの東京都が策定したガイドラインには、ヘルプカードの意義についてとして4つ定められております。1つ目、本人にとっての安心、2つ目、家族や支援者にとっての安心、3つ目、情報とコミュニケーションを支援、4つ目として障がいに対する理解の促進であります。このようなまだまだ普及ということは難しいかもしれませんが、これがあることによってお手伝いできることもありますし、本当に必要なことだと思いますので、さらなる啓発活動をお願いしたいと思います。

それには、やっぱり先ほどの地域包括ケアシステムでもありましたが、社会福祉協議会や関係する団体、そういった施設との連携も大事になってくると思いますけれども、そのようなことをどのように協議して進めていくのか、もう一度お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

まず、ヘルプカードのさらなる啓発をということでございます。組織的な形でパンフレットやリーフレット、こういったものの作成もあるかと思えます。機会を捉えて住民の方に周知をする方法。それから、

障がい者ご自身が、これを持つことの利便性というようなこともあるかと思しますので、その辺も伝えながら啓発をより進めていければと考えております。

それから、障がいのある方が地域の中でつながりを持って生活をするということのために、ヘルプカードはございますが、そのほかにも障がいのある方のサポートとして、あいサポート運動というような活動も進めております。そういった事業を幅広く進めることで、地域の中で安心して暮らせるまちづくりができるものと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、防災士の育成、啓発についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項3、要旨明細の(1)、(2)について答弁のほうをさせていただきます。

防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格でございます。機構が定めたカリキュラムを防災士教本による自宅学習と会場研修講座を受講し、履修証明を得て資格取得試験に合格し、消防本部または日本赤十字社等の公的機関が主催する救命救急講習等を受講いたしまして、その修了証または認定証を取得した方に認定されるものでございます。

議員のおっしゃるとおり、災害発生直後から初期段階における自助、共助は非常に大切であり、その活動を行う防災士は、非常に大事な資格だと認識しております。また、防災意識の高揚、啓発の面からも大切なことと認識しております。

次に、資格取得の補助につきましては、近隣市町村では、熊谷市が資格取得のための補助金を交付しております。埼玉県に状況等を確認しましたところ、県内の幾つかの市では、防災士資格取得の補助金があることは承知をしているということ。県として防災士資格取得への現段階の補助はないこと。また、県としては、参加費が無料で、各地域の実情に沿った防災知識を習得することで地元のリーダーとしてご活躍いただく、自主防災組織リーダー養成講座を主として考えているということをお聞きしております。これらのことから、今後資格取得の補助につきましては、秩父地域の他市町の状況等を踏まえ、検討してまいりますというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

この防災士試験というのは2日間行われて、前もって教材が送られて、それを勉強し、1日、2日目と講座を受けて、最後の1時間で試験を受けるというものでございます。私の周りにも防災士を取りたいという方がおられて、それではということで私も調べさせていただきました。

防災士については、近年企業による地域社会への貢献が、企業の社会的責任として期待されております。この社会的背景を受け、災害時の初期段階における共助の活動を志向する企業がふえてきています。この

受け皿として、防災士制度を活用してほしいとしています。例えば郵便局やコンビニエンスストアなどで。特に郵政民営化が議論なされたときに、特定郵便局長が郵便局の公益性を見出すために、積極的に防災士を取得したものとされています。企業内での防災知識を保有する人材の育成として、防災士制度に期待が寄せられているとのこと。地域における防災リーダーの育成が急務であるとの観点から、防災士養成事業を実施したり、市民の受講に対して補助制度を設ける自治体もふえつつあります。これらの自治体では、硬直化しがちな自主防災組織を防災士によって活性化し、実効性ある地域防災力の構築を図るとしています。

そもそも防災士制度が生まれた背景の一つとして、各地の自治体や防災ボランティア推進委員会など、各種団体が個別の基準で防災リーダー、防災コーディネーター、セーフティーリーダー等の称号を与えている状況の中で、全国標準の一定レベルを有する防災リーダーが必要という声が上がったところから、この防災士が国を挙げてなっております。町の職員、消防団員の人たちが、みずからこの防災士を取得できるような形で補助をしていただければと思いますけれども、このような取り組みをどのようにお考えなのか伺いたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

熊谷市の実績のほうを確認させていただきましたところ、消防団員だとか自主防災組織の代表者とか一般市民というようなことで、その中で市の職員が含まれているというようなことは伺っております。今後、先ほど申しましたけれども、補助を行う上での検討とともに、補助対象者についても検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

議員ご指摘のとおりだと思います。よく公助、共助、自助と言うのですが、災害時に実際一番効果があるあるいは機能するのは、まず自助、次いで共助と言われています。この部分が本当にしっかり機能するか否かで、災害時に大きな差を生むということも私も認識をしています。ですので、横瀬町におきましても、自助、それから共助につながる防災意識の向上や防災知識の蓄積等は積極的に進めていきたいと思っています。そうした文脈の中で、防災士の資格取得に対する補助についても、情報を集めて十分に検討してまいりたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

私も一応防災士の取得をしたいという気持ちでおりますので、補助なしでも何とか勉強をさせていただこうかなと思っている一人でございますので、何とか皆さんにもまたそのような啓発活動を進めていって

いただいて、一人でも多くの皆さんが防災認識を持てるようにしていただければと思います。

質問ではございませんので、以上で終わります。

○小泉初男議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

今回の質問は、大きく3つです。まず、1つ目は、横瀬町の子育て世代に対する支援について質問いたします。9月定例会の平成28年度の決算認定のときもお聞きしましたが、横瀬小学校、横瀬中学校の児童生徒に対する扶助額が平成26年度決算で合計300万円、平成27年度決算366万円、平成28年度決算472万円、平成29年度、これは予算ですが、合計559万円となっており、この4年間で300万円から559万円に約1.87倍に増加しています。原因の一つとして、前回の答弁でも両親の離婚などで家庭環境が厳しくなっているとありましたが、どれくらい厳しくなっているのか、町がどの程度把握しているのかお聞きします。

まず、横瀬町の高生までのひとり親家庭の世帯数、児童数、生徒数。次に、ひとり親家庭の所得金額の水準及び分布、児童扶養手当の受給世帯数、またひとり親世帯の児童生徒の学力について。そして、これらを踏まえて、今後の経済面などの支援の取り組みについて教えてください。

次に、2つ目としまして、9月定例会でもお聞きしましたが、横瀬小学校第2校舎の改修工事について、現在の進捗状況、どんな改修内容になるのか、金額はどれくらいかかるのか、並びに今後の予定を教えてください。

3つ目です。役場職員の皆さんの残業についてお聞きします。最近、夜役場前を通ると、まだ電気がついていて、職員の皆さんが頑張って仕事をしています。頑張って残業しています。残業時間の現状と今後の見通しを教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいま阿左美健司議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま3番、阿左美健司議員の一般質問中です。会議を続行いたします。

3番、阿左美健司議員の質問1、横瀬町の子育て世代に対する支援の取り組みについてに対する答弁を

求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1、要旨明細(1)、(2)、(3)について答弁をさせていただきます。

ひとり親家庭等に対する経済的な支援事業としては、ひとり親家庭等の医療費支給事業、教育委員会で行っている就学援助費、また埼玉県で行っている児童扶養手当などがあります。ひとり親家庭の世帯数、児童数、生徒数につきましては、ひとり親家庭等医療費の支給事業から数字を追ってみますと、平成29年4月1日現在で受給世帯数は約70世帯で全世帯の約2%、小学生、中学生、高校生は105名で全児童、生徒数の約11.5%となっております。

医療費受給者世帯の所得金額の分布につきましては、50万円未満が33.5%、50万円以上100万円未満が21.1%、100万円以上150万円未満が28.6%、150万円以上200万円未満が10.8%、200万円以上250万円未満が5.9%となっております。

児童扶養手当の受給者数は68件で、全世帯の約2%となっております。ひとり親家庭等医療費の支給事業の受給世帯数、児童生徒数、また児童扶養手当の受給者数は、ここ3年、ほぼ横ばいの状況です。

以上、要旨明細(1)から(3)の答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 1の(4)についてお答えいたします。

一般論となってしまいますが、就学期の子供2万5,000人のデータを活用し、家庭環境と数値であらわせる学力といった認知能力と、みずからをコントロールする力や生活習慣などの数値としてあらわしにくい非認知能力の関係について、科学的に分析した結果が、日本財団より発表がありました。発表によりますと、10歳を境に、家庭環境が厳しい世帯とそうでない世帯とでは、学力差が拡大する傾向があるとのこと。生活習慣に関する非認知能力は、低学年時点から家庭環境が厳しい世帯と、そうでない世帯の差が大きかったとのこと。しかし、家庭環境が厳しい状態であっても、学力の高い子供は生活習慣などが高水準であり、非認知能力が学力に深くかかわっていることがわかったとの発表がございました。

横瀬町の学力調査の結果では、家庭環境が厳しいと、個人差は当然ございますが、集団としての平均正答率は低い傾向があります。全国学力・学習状況調査結果で例年高位置を占めている県は、基本的な生活習慣等がしっかりできているという結果がございます。今回、横瀬町は全国学力・学習状況調査で、全国でトップクラスの学年もあります。家庭環境が厳しい状態であっても、日ごろの生活や体験学習に配慮し、子供とのかかわり方や取り組み方で、学力の伸びが期待されると思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 続きまして、要旨明細(5)について答弁をさせていただきます。

今後の経済面の取り組みについてですが、横瀬町では、各種相談、要保護児童対策地域協議会、幼児教育研究会等を通し、教育委員会、学校、健康づくり課、保育所、幼稚園や埼玉県の関係機関等が連携し、

支援が必要な家庭等の現状の把握し、ひとり親家庭等の医療費の支給事業、児童扶養手当、就学援助費などの経済的支援やそのほか必要な支援につなげております。今後も関係機関と連携し、支援が必要な家庭等の現状の把握に努め、支援につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ご答弁ありがとうございました。

前からも言われていますが、子供の貧困率なのですけれども、今日本全体では、平成24年が16.3%、平成27年が13.9%ということで、6人に1人から7人に1人ということで改善されたようです。ただ、実際どうなのだから、余り変わっていないかと思うのですけれども、それで平成27年のひとり親家庭の全国の貧困率は50.8%、出してもらった今のデータから考えますと、横瀬町のひとり親家庭の貧困率を推定しますと、68%ぐらいになるかと思えます。貧困線が120万円なので、100万円から150万円の層の2分の1を足したとすると、それぐらいになるはずで、それは68%ということになると、全国が50.8ですから、全国より水準が悪くなっているはずで。

確かに横瀬小学校の運動会なんかを見てみましても、体操着が新しい子がいる一方で、古いのを着ている子が10人に2人ぐらいいたようにこの間感じました。ある意味、こんなことが象徴しているのではないかと思うのですけれども、例えば全国の貧困率が、今のように約3%下がったということがあったとしても、日本全体はよくなったかもしれませんが、横瀬町のひとり親家庭に限って見ますと悪くなっていますので、そうすることを考えると、世の中の動きに対して横瀬町が取り残されるという、子育て世代が横瀬に来なくなる、もしくは出ていってしまうということになりかねないのではないかというふうな心配をしております。ですので、いろいろ今課長のほうから連携してやっていくというお話いただきましたけれども、その辺の取り残されるというか、そういった危機感が今現在あるかどうかということですよ。

それと、2つ目ですけれども、今教育長のほうから日本財団の調査というふうにありましたけれども、私も日本財団の平成28年度に出た「子どもの貧困の社会的損失推計」ということを見たのですけれども、その中に行政が子供の貧困の実態を十分に把握していないために、実態と乖離した状態で対策を行っていくことが考えられる。行政が把握する子供の貧困の実態は、生活保護や就学援助等のように、行政に対して市民が申請を行った際のみ取得できる情報に基づくものが大半であることに起因すると考えられる。教育や福祉現場との情報連携を密にし、実態把握を丁寧に行うことが有効施策を展開する第一歩になるであろうと、最後の最後にまとめとして出ております。

横瀬町は子育て支援課が新設されまして、その中でママサロンですとか、新生児、乳幼児などの手当ですとかサービスが確かに行き渡りつつありまして、ありがたいなというふうに思っております。ただ、扶助に関しては、先ほど冒頭申し上げましたけれども、ここ短いスパン、4年間で約2倍近くになっているということですので、この管轄は教育委員会かと思いますが、義務教育、扶助は国の予算から出ていて、国の事業ということもどこか頭の中でそういうことがあろうかと思ひまして、この扶助額がふえていることに、教育委員会というか、町全体の、今まで私も扶助額の増加に対しては、議会でも繰り返しお聞きしていましたが、その中でもそれほど危機感が余り感じられたことがありませんでした。

ですので、改めて今課長のほうから、連携していくというふうなことをお答えをいただきましたが、もうちょっと踏み込んでいいのではないかと私は思います。連携にしても、いろんな経済的な施策にしても。その辺、2つ目として、教育委員会並びに子育て支援課のほうの立場として、それぞれどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

以上、2点です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁をさせていただきます。

先ほどご説明させていただきました所得金額の分布につきましては、ひとり親医療費を受給している世帯の分布となっております。ひとり親医療費を受給するためには、所得制限がありますので、必ずしもひとり親家庭全部の所得の割合ではございません。所得制限、所得が多い方でひとり親医療を受給されていない方もいらっしゃいますので、もうちょっとパーセンテージ的には下がると考えられます。確かに子供の貧困、今社会的にも問題にはなっております。ただ、小さい町ですので、ある程度横の連携を密にしておりまして、家庭の状況というのも、学校だとか保育所、幼稚園等を通じて、かなり情報を共有している部分があります。今後ともその辺を連携を密にして、もし本当に困っているご家庭、食事もできないような状況のお子さんがいれば、生活保護につなげるだとか、あとは必要な育児家庭訪問事業を行うだとか、そういった必要な支援につなげていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 教育委員会では、就学援助につきましては、一日体験のときにお話をさせていただいております。それと、また貧困というのいろいろな捉え方があると思うのですが、当然今経済の面でお話をいただいていると思います。人間には、やはり寂しさとかそういうことの、貧困というのは精神的な面の貧困もあるのではないかと思います。まず、私たちは人間の希薄化というものを努力して何らかの形で、経済面ではなかなか難しい面がありますが、そういうものを含めたものをトータルとして考えていければと思っております。当然、経済面から来る貧困、そして少なくとも精神面から来る貧困等を両立しながら進められればいいかなと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

危機感についてでございますけれども、いろいろな支援を行っております。特に横瀬町だけが取り残されるという危機感は、今のところ持っておりません。関係機関と連携をして情報把握に努め、支援が必要な子供さんについては支援できるようにしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。そういうことを今後私のほうも見守っていきまして、それはそれで期待していきたいと思います。

それと、またもう一つ調査結果なのですけれども、平成26年にお茶の水大学がまとめた全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究というのがあります。240ページ以上のものなのですけれども、ご存じの方もいらっしゃるかと思います。これは、子供の学力と親の年収、生活習慣などの相関関係を調べてまとめたものなのですけれども、これを見ますとおもしろいことというか、興味深いことが出ていまして、今私、教育扶助ですとか経済面の支援ということをお願いしたところなのですけれども、その中に、お金をかけなくても学力向上のためのヒントがたくさんありました。一言でまとめられないのですが、今教育長のおっしゃった生活環境とか生活習慣の改善、要するに家庭環境を整えて生活習慣を規則正しくするというと、家庭の中が落ちついて親の環境とか子供の環境がよくなって、いろいろあると思うのですけれども、親が子供を構っていられる状態になると、特に小学校の低学年と出ていましたけれども、子供が落ちついて、それが学力向上につながるというふうなことが出ておりました。

今、ひとり親世帯の貧困率、日本が50.8%、横瀬は先ほどの数値より下になるかと思いますが、高い水準にあると思います。就学援助の中の例えば学用品費なんかは国の基準かもしれませんが、小学生が年間1万1,100円だったかな。中学生が2万1,700円、月1,000円か2,000円ぐらいです。それと通学用品費が小中ともに年間2,170円、これだと靴1足恐らく買えないのではないかと思います。これは今の実情に合っていないと思いますので、国の基準はこうかもしれませんが、この辺もちょっと考えていただければありがたいというふうに思います。

先ほどの答弁で、小学校、中学校の平均よりもひとり親家庭の子供たちの学力状況調査の正答率が下がっている、全体よりも下がって低くなっていますので、特にそういったひとり親家庭の子供たちに、ひとり親家庭の子供たちだけではないのですけれども、特に経済的に厳しい世帯に対して支援をしてもらえれば、家庭が少しでも落ちついて、全体として教育委員会ではないのですけれども、学校全体の学力も向上すると思います。その辺どうお考えなのか、1つ目としてお聞かせください。

それで、もう一つ、この調査結果の中に児童、保護者、教員の地域への関心と参加が児童の学力と相当の関連があるというふうなことを結論づけています。今、横瀬小学校は3あ運動として、あいさつ、安全、後始末を徹底していると学校要覧とかホームページに出ておりますが、三、四年前と比べて、私自身も登下校中の子供たちに会ったりすると、あいさつとか、おはようございますとかいろいろ声はかけるのですけれども、私だけではなく、ほかの例えば地域の方たちとも話したりするとき、最近子供たちに話しかけてもあいさつが減ったよね、返答が減ったよねという声が、ここ三、四年、特に一、二年はかなり聞かれるようになりました。ということは、これだけが全てではないかと思いますが、こういうところにもあらわれてくる地域とのかかわり方が、学校教育の中でも大事だと思いますので、その辺小学校のほうでも徹底されるのが、私がPTA会長のときは、そのときは「早寝早起き朝ごはん」がお題目のようになっていましたけれども、それから変わってこういうふうになっていますので、その辺が教育現場の

ほうで徹底されていないのではないかというふうに思いますので、この辺の以上2点、お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 先ほどのお話の中のお茶の水の関係でございますが、先ほどお話し申し上げましたように、私、基本的には子供たちには、やはり人間関係が希薄化したことが一番怖いなと思っています。親が見られなければ、その家族が、多分家族も大変なんでしょうけれども、家族がいる。そして、助っ人がいる。そういう地域が、私はかつて日本はそうだったのではないかと考えています。ですので、家庭ができないこともあるでしょうし、学校ができないこともあるでしょうし、だからこそ地域でできることがあるのではないかと。そういう中では、基本的には手間暇をかけるということは大事なのだと思います。その手間暇のかけ方にいろいろなあり方があって、そこに親がかかわる場合もあれば、当然身内の者あるいはそれができなければ地域の人、そしてそれができなければ、またボランティアというような形がいろいろあるのだと思います。そういう意味で、学び合いとか教え合いができればいいなというふうに考えております。そういう中で、そういう方向で進められればありがたいと思っていますし、そうなるように努力をさせていただきたいと思っています。

また、地域のことでございますが、今いろんな形で学校は指導していると思います。校内であいさつをするけれども、確かに外へ行くと、私は歩いてきますので、私が子供に声をかけても、どこの小学校だかちょっとわからないですけれども、少なくとも横瀬でない子も、ちょっと恥ずかしいのか、不審者に思っているのか、その辺はわかりませんが、そんなことがありますので、少なくとも校内では、きのうもいろんな先生方が遠くからお見えになったのですけれども、大変大きな声でやっているということは事実でございます。その辺をさらに地域につなげていければいいなと思っているところでございます。そういう意味で、やはり手間暇かける分というのがあるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬小学校第2校舎の改修工事についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 質問事項2、要旨明細（1）にご答弁させていただきます。

本年9月に設計会社に対して、検討委員会及び教育委員会の要望事項を伝え、要望項目を反映した設計作業を進めてきました。その後、設計会社において、埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在等との協議と作業を行い、設計の概要が作成されました。

11月2日に、設計の概要について横瀬小学校第2校舎改修検討委員会にご説明し、その後、設計会社が建築安全センター等とも協議しながら詳細な設計作業を進めてきましたが、その過程で11月下旬に、改修に当たっての問題点が報告されました。現在、その対応策を検討しているところですが、少し時間を要しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから、少し追加で答弁のほうをさせていただきます。

これまで長寿命化改修の方針といいますのは、1つとして、できるだけ早く子供たちに安全で快適な学習環境を提供したい。2つ目として、将来の児童数の推移に柔軟に対応したい。そして、3つ目としまして、次世代の負担を軽減させたい、このような基本方針のもと、これらが改修工事で実現可能であることを前提に進めてまいりました。特に、児童にとって安全で快適な環境が実現可能かについては、最優先事項と考えております。

今回上がってまいりました点が、既存建物の改修に当たって、今後長く安全で快適に使用できるという点に影響する可能性があるということがあり、またそれに対する対応策をとることで起きる影響なども考える必要がございますため、立ちどまって慎重に現在検討しております。町といたしましては、最善の選択をしたいと考えております。そのためには、改修ありきではなく、フラットに考えていきたいというふうに考えております。

今後の予定ということでございますけれども、今行っている検討の結果を踏まえて検討することになりますが、現時点では、諸所の検討を踏まえて、来年1月から2月にかけてのうちに、検討委員会の皆様及び議員の皆様にはご説明をさせていただきたいというふうに現在考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

何と感想を言えばいいのか、ちょっとわからないところがあるのですが、まず今副町長のおっしゃった問題点というのが何か。もし、今この場で言えなければ、後日でも構いませんが。そうすると、私ちょっとわかりませんが、小学校第2校舎はたしか耐震補強した、平成十何年だかちょっとあれですけども、耐震補強したときに、校舎全体が若干北側に傾いて、一回それを修正した形で耐震補強したというふうにお話聞いたことがあるのですが、今回の改修工事にも、改修工事するのならば、その辺が反映するのかどうかということ。もしくは、これが今の問題点が発生したというならば、それになるのかどうか。

それと、設計業務を委託した契約過程についてなのですが、改修検討委員会のお話と要望を設計業者さんに伝えるというやりとりの中で、777万円で落札はされましたけれども、落札からのその部分の変更というのが、契約変更にあたったりですとか、請負増減になったりとかして、今後の777万円に対して追加の費用とかが発生するのかどうか。今もお話で問題点が発生したということを言っていますから、契約の発注時と情報が変わりますので、その辺で設計業者さんとそういった話がまずできているのかどうか。

そうすると、結果的に入札、落札のときは確かに入札で決定しましたけれども、業者が決まってからそういうふうにも何度も設計変更みたいな形みたいになってしまいますと、入札した意味がないというか、結果的に随意契約に近くなってしまっているのではないかとか、その辺手続上の話なのですが、問題点があるようならば教えてください。それでお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 お答え申し上げます。

問題点ということでございますけれども、議員おっしゃったとおり、今回については設計を進めながら、協議をしながら要望事項を反映させていく、そういった形でやっております。その要望事項を踏まえて設計を進めていく中で、発見された上がってきた事項ということになります。一定の政令等の法令に対する適合性について、問題点が一部上がってきたということでございます。それに対する対応を今検討しているところということでございます。

2番目の耐震の問題でございますけれども、もともとこちら改修で進めている中で、最終的にいいものを改修によってつくり上げるということで進めておりますので、その点については万全の体制で進めておったつもりでございます。また、今上がってきている問題点は、その点とは直接関係ないものと考えております。

最後の契約の関係でございますけれども、今回がそういう進め方になっておりますので、一定程度設計会社様といろいろ協議をしながら進めていくということは、私どもとしても一応想定はしながらやっておったところでございますが、最終的にどのような契約の内容になるのかについては、今の検討を踏まえて、また協議をしていくということになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから補足をさせていただきます。

技術的なことに関しては、追加でお話しできるような情報はないのですが、考え方としまして、前回9月の答弁のときに私のほうで、使えるとわかったものは大切に使いたいというようなお話を申し上げたと思うのです。この第2校舎の場合の使えるものというのを具体的に定義をすると、修繕をしたことによって、30年程度の期間、安全性と快適性を維持できるというのが条件だろうと思うのです。しかし、今回のケースでいくと、耐力度調査はクリアしたのですが、その後、実際の設計レベルでもっとよく調べてみると、建物自体、頑張って30年程度の安全性と快適性を確保するというのが、難しい建物なのではないかというようなことが出てきたということです。大変申しわけないです。これは先週の話でして、まだその情報を収集したり整理したりしている状況です。ですので、きょうは技術的なところというのはお話しできないのですが、いずれにせよ遅くとも1月か2月ぐらいの間には、皆さんのほうに状況をお知らせしていきたいというふうに思っています。

ということになりますと、少し前提が変わってくる可能性があるということになります。ただ、どうしても第2校舎は緊急的にやらなければいけない部分、例えば屋上の防水とかは、これは建物をいつ使うかにかかわらず、子供たちの快適性、安全性確保のためにはやらなければいけませんので、ミニマムのものはやっていく必要があります。しかし、ミニマム以外の長期というところは、ここで一旦立ちどまって検討したいと思っています。その立ちどまって検討するという中には、選択肢に制限を設けておりませんの

で、建てかえ等まで含めた幅広い選択肢の中で、改めて一番いい道を選択したいと思っています。9月のときに、私、決まったら急ぎますという話と、決め打ちはしませんという話は申し上げたと思います。今回は、まだ決め打ちできるような状況にはなっていないということはお伝えしておきたいと思います。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。ちょっと安心しました。

そうすると立ちどまるということに関してはそうなのですが、そうすると立ちどまるということの中に含まれるのは第2校舎だけなのか、もしくは第3校舎の更新のことまで含まれるのかというのがまず1つ。

それと、前回町長から答弁いただいた中で、将来の小中学校の教育施設のあり方をどうするべきかみたいな答弁をいただきましたので、今現在横瀬町も小学校、中学校が1校ずつで分かれています。それと、あと保育所もいろいろ問題もあるようですので、その辺の今現在具体的なというよりも、イメージというか、どんなふうがいいのかなというような、その辺の考えがもしあれば、お聞かせ願えればありがたいのですけれども、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、検討の範囲なのですが、これはそういうことになりますと第2校舎の建てかえだけではなくて、第3校舎まで含めてどうあるべきかというのをフラットに考える必要があらうかというふうに思います。ということになりますと、小学校のあり方、そして中学校、中学校も今B棟のほう、耐力度調査がこれからですので、やっていますので、その部分等を含めてもう少し広い視野で、どうしたらいいかというのをフラットに考えていければというふうに思っています。

いずれにせよ、なかなか難しいところはあります。ベストは、それはできるだけ経済的にスピーディーに、子供たちの負担がないように、今の負担もそうですけれども、将来負担がないようにやるということを考えていましたので、当初の9月時点での改修ができれば、それはベストだったのですけれども、どうも建物がそういうわけにはいかない可能性があるということですので、次のベスト、セカンドベストがどうあるべきかというのは、本当に立ちどまって幅広く考えたいというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、役場職員の残業についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項3につきまして答弁をさせていただきます。

役場職員の残業時間の現状についてのお尋ねでございますが、平成26年度から平成28年度にかけての3カ年について、一般会計並びに特別会計を合わせた総数でお答えをさせていただきます。まず、平成26年

度の総時間につきましては7,249時間でございます。対象人員は58名で、単純計算ですが、年間1人当たり約125時間、月平均約10.4時間でございます。

次に、平成27年度でございますが、総時間数は6,152時間でございます。対象人数は56名で、年間1人当たり約110時間、月平均で9.2時間でございます。前年度と比較をいたしまして、総時間で1,097時間の減、年間1人当たり約15時間の減、月平均で約1.2時間の減でございます。

次に、平成28年度でございますが、総時間数は4,997時間でございます。対象人員は59名で、年間1人当たり約85時間、月平均で7.1時間でございます。前年度と比較いたしますと、総時間で1,155時間の減、年間1人当たり約25時間の減、月平均で約2.1時間の減でございます。

時間外勤務につきましては、平成26年度から平成28年度にかけて横ばいもしくは減少傾向にある状況でございます。今後も引き続き適切に管理をしまいたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

私は、済みません。残業時間がふえているというふうに感じておりました。その1人当たりの時間が10.4時間、9.2時間、7.1時間というふうに減少傾向、このとおりだとすると、このデータは安心しました。

それでは、まず、これもそうなのですが、1つ目として、この間組織がえとか水道が広域になったりとかした関係もありまして、単純に各課の比較ができないと思うのですけれども、各課で見ると、やはり多い、少ない、ばらつきがあらうかと思えます。その辺のばらつきがあるかどうか、どういう感覚でいらっしゃるのかお聞かせください。

それと、もう一つですが、これは聞くかどうか、今の今まで悩んでいるところなのですが、ある役場の職員の複数名の方から、午前2時でも仕事しているというか、残業している職員がいるということを知りました。午前2時だと、もうそれだけで8時間残業です。その話を聞いている中で、その方々が言ったのは、残業の申請が面倒くさい。変更とかになってしまうと、また面倒くさいとかの理由で、実際は申請していないということを知りました。そういった、このデータにあらわれてこないサービス残業的なものを把握しているのかどうか。午前2時は、明らかに申請していないと思うのですけれども。

それと、3つ目です。今、申請のお話をお聞きしましたが、残業の申請の仕方、例えば平日とか土、日、祝日の申請の仕方、申請に対して、それぞれの上司といいますか、管理職の方は対応しているのか教えてください。

以上、大きく3つです。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問について答弁をさせていただきます。

まず、各課においての差がある部分についてのお尋ねですけれども、平成27年度と平成28年度ということとで説明のほうをさせていただきたいと思えます。平成27年度と平成28年度を比較して減額となった原因

でございますけれども、上下水道課の水道部門が平成28年度から水道事業の広域化に伴いまして、秩父広域市町村圏組合へ職員を派遣したことによりまして、時間外勤務手当がなくなったことが原因でございます。また、平成27年度と平成28年度を比較して大きく増減している課につきましては、まず総務課が313時間ほど減少しております。これにつきましては、平成27年度に埼玉県知事選挙が行われたこと及び5年に1度実施されている国勢調査の実施年度であったことが主な原因となっております。

次に、健康づくり課が392時間減少しております。平成27年度に臨時福祉給付金の支給に係る事務が発生したこと、それと平成28年度に子育て支援課が新設されたことが主な原因でございます。

次に、振興課が479時間増加しております。平成28年度につきましては、よこぜまつりの開催時期を早めまして、彼岸花まつりと同時開催したことによりまして、イベントが集中したこと。それと、(仮称)花咲山の植樹の準備等が主な原因でございます。

それと、申請の仕方の関係ですけれども、時間外勤務手当、それと土曜日、日曜日、祝祭日等の振りかえ休日もしくは代休の対応については、所属長のほうが命令を出しております。

それから、夜中、ある程度深夜までということのお話ですけれども、基本的には担当職員からの時間外勤務等の申請に基づいて所属長のほうが判断をして、第1回目については9時までということで命令のほうを所属長のほうがいたしまして、仕事の関係で遅くなった場合については、事前に当然申請をしていたら、変更で変わった場合については、その翌日等に遅くなった分について再度出して、所属長のほうの命令を受けるというような流れになっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 夜中の2時はちょっと異常かと思うのですけれども、私もさすがに午前様まで仕事をすることは最近なくなったのですけれども、それを聞いたときは、私もちょっとびっくりしました。

それでは、先ほどもデータを出していただきましたけれども、ここに出ているのは、恐らく管理職以外の方のデータだと思います。そうすると、私が感じている残業時間が多くなったというのは、そういった職員の方ではなくて、管理職の方の残業がふえたということなのではないでしょうか。月1人平均7時間ぐらいのことですので、私が役場の前を通る9時、10時というと、それだけで四、五時間しているはずなので、そういうことを考えると、一般職員ではなくて管理職の方が残業しているのかどうかということなので、そういうふうを考えられてしまうので、管理職の方の残業の勤務実態はどういうふう把握しているのか、1つ目としてお聞きします。

それと、もう一つですけれども、平成27年12月の定例会で私が職員採用のことをお聞きしたときに、町長の答弁で、正職員が少し足りないそのツケが、特定の個人に過度の負担がかかっているケースがあると思っている。面談をして聞いたからというより、残業時間だったり客観的なデータで判断しているところが大きいというふうに答弁されていらっしゃいます。そうしますと、今回のデータからは月7時間程度ですので、過度の負担な客観的なデータではないはずですが、ただ、こういうデータにあらわれてこない、残業しても申請しない、サービス残業が常態化してしまいますと、先ほど課長から出していただいたデータなんか、実態を反映しているとは思えません。疑わしく思ってきます。また、面談時の職員の声、意見

よりも、こういった客観的データを重視するということは、実態をあらわしていないデータだとするというと、町長と面談しても、そういった町長に話をしたことが軽視されるということになるかと思うのですけれども、そういったことはどうお考えでしょうか。

それと、もう一つ、出してもらった残業時間のデータ自体信頼性がないとするということ、例えばこれからも予定される、毎年予定される新規職員の採用ですとか、各課の人材配置などの業務量の適切な配分、それなどが労務管理上できないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

それと、もう一つ、一番大きな問題なのですが、もしサービス残業が常態化していて、働いた分給料がもらえない、やる気が出ない。そうすると、仕事をしてもしなくてもいいやということになってしまって、一番本当にまずいと思うのですが、結果的に住民サービスの部分が低下してしまうと思いますので、その辺対策といいますか、その辺の認識というか、考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再々質問につきまして答弁のほうをさせていただきます。

管理職等が残業しているということではないかというお尋ねですけれども、一概にそういうことではないと思いますけれども、管理職を問わず事業量とかの増加、業務の複雑化、あと人事異動等によるふなれ等によりまして、時間外勤務をしなければならないことがあるということは承知をしております。解決策としては、なかなか難しいところがございますけれども、課内で業務の効率化の検討をするとか、あと各担当業務でカバーし合うとか、そういうようなことをして、引き続き今後も適正な人事管理に努めていくというふうなことで考えております。

あとは、勤務実態等にあらわれないデータ等の関係のお尋ねでございますけれども、総務課のほうといたしましては、各所属長のほうが勤務命令等も出しておりますので、適正に管理をしているものというふうに認識をしております。

あと、サービス残業等で仕事をしないとということになって、住民サービスの最終的に低下につながるのではないかというお尋ねですけれども、先ほども申しましたけれども、適正な人事配置だとか課内での繁閑等を埋めるとかをして、当然住民サービスが大前提ですので、その低下はないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから何点か補足をします。

まず、全般としては、割と細かく見れていると思っています。去年とことしを比べると、去年よりは少し改善しているかなと、自分は今は感じています。先ほど、午前2時のというケースをおっしゃっていただいたのですが、これも背景がよくわからないですので、軽々には言えないのですけれども、例えば台風対応でこの前はかなりの人が朝まで働いてくれました。我々の仕事は、危機管理対応だったり災害対応だとすると、そこは時間度外視ということが出ることは、これはあります。そういう中で適正な労務管理を

していくということは、とても大事なことです。

誤解なきようになのですが、客観的データも重要なのですけれども、客観的データだけで判断することはありません。私の場合には、職員は今でも全員と年2回20分ずつ面談をします。その感じ、顔色、それから元気の度合いとかを含めて目で見て確認をします。それと、毎月上がってくる月次のデータの部分もしっかりチェックをしています。当然これだけの人数がいますから、100%把握しているかと言われれば、それは100%ではないのでしょうけれども、かなり高い確度で各個人の大変さ状況は、私はわかっていると思っています。

もう一つは、草の根戦略というレベルでなのですけれども、ことしに入りましてから、自分が大体6時過ぎ以降、帰るときに庁舎を回って、帰りましょうという声かけを励行するようにしています。それらの状況を組み合わせて、今労務管理をしているということですので、当然これだけ分母になると、大変な人もいます。なのですから、一般的な組織あるいは同じ規模の組織の中では、横瀬町役場って割とそこところが把握できているのではないかというふうに、自分は自負をしています。

それと、残業に関しては、もちろんサービス残業はこれはだめです。サービス残業はよくないのですけれども、ただ難しいのは、個人個人の仕事スタイルというがあるので、十把一からげに全てを同じような基準で縛るといのはなかなか難しいところです。集中力の持続だったり、あるいはエンジンのかかる時間帯だったり、それから課のこぼこは当然あるのですけれども、季節要因もあります。なので、気をつけて見なければいけないのは、季節要因とか一時的ではなくて恒常的に大変な人、それで元気がない人というのは、特に注意をするように意識をさせてやっています。今のところ、役場の労務環境が役場のパフォーマンスに悪影響を与えるということは、基本的にはないと思っています。そういうことが将来的にもないように運用していきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

ここ数年において、横瀬町への観光客は増加の傾向にあると思います。例えば芦ヶ久保の氷柱や寺坂棚田、また武甲山への登山客、まだまだ磨けば光る原石があると思います。そのようなことを踏まえ、質問させていただきます。

大きい項目で1、観光政策について、(1)として景観に配慮した道路附属物等ガイドラインについて。国土交通省は2017年10月11日、景観に配慮した道路附属物等ガイドラインを発表しました。防護柵(ガードレール)や照明、標識柱などの色として4色が規定されました景観に配慮した道路附属物等ガイドライ

ンは、2004年、平成16年3月に策定した景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインを全面改定し、防護柵（ガードレール）に加えて照明や標識柱や歩道橋といったさまざまな道路附属物の色や形状、配置などを規定したもの。これによる防護柵と照明、標識柱の色として、ダークグレー、ダークブラウン、グレーベージュ、オフグレーの4色が規定されています。今後の町の対応について考えをお聞かせください。

（2）として、観光トイレについてお伺いいたします。横瀬町では、早くから観光トイレの設置に取り組んできたと思います。早くから取り組んできたことにより、トイレの改修が必要と思われる箇所や、人の流れが変わってきたことによるトイレの不足が現状あるかと思えます。その点、町の認識についてお伺いいたします。

大きい項目2番目として、町民グラウンドについて、（1）、管理状況について。日ごろより多くのスポーツ団体が利用されている状況を目にしております。町民の健康維持、運動不足解消に役立っていると思えます。しかしながら、整備が行き届いているかと考えると疑問に思うところがあります。修繕計画の決定時期、優先順位をどのように決めているのか、管理状況についてお伺いいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、観光政策についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 黒澤議員の質問事項1、要旨明細（1）について答弁いたします。

本年10月に、黒澤議員ご質問のガイドラインが国から発表されました。このガイドラインは、黒澤議員のおっしゃるように道路の質的向上と美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等に寄与することを目的としてうたっており、ガードレール、照明、標識柱などの道路附属物等を道路に設置、更新する際に、色やデザインなどの指針あるいは基準となる目安を示しています。

議員の質問にもありましたけれども、例えば色についてはダークグレー、オフグレー、ダークブラウン、グレーベージュの4つが基本色として示されており、ガイドラインでは、道路附属物等を道路景観の脇役である、景観と安全性を両立するという観点から、どちらかといえば、際だって目立たないようなこの4色を挙げていると思われまます。

一方、町で設置しておりますガードレールにつきましては、色は白で統一されておりますが、これは視認性のよさ、よく目立つという観点から白が最もすぐれていると思われまます。なお、国県道につきましては、埼玉県が管理しておりますが、例えば昨年度横瀬町内におきます県で行った工事で、国道299号を飯能方面に向かいまして、横瀬橋手前の歩道にガードレールを設置しておりますが、ガイドラインに示されたベージュかグレーのような色を使っております。ごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、前からあった白のガードレールが、途中工事した箇所だけその色になっておりますので、全体の統一感という観点からすると少し違和感があるかもしれませんが、埼玉県は今後このガイドラインの基本色を使っていく方針だそうです。

建設課としましても、このようなガイドラインが国から示されたわけですので、横瀬町の自然や風景などと調和することも念頭に置きながら、道路附属物を設置、更新していければと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、観光トイレについてのご答弁をさせていただきます。

町の観光トイレは、札所や駅など観光客が集まる場所や町なかを散策する沿道などに配置するような形で、現在は19カ所設置をされております。19カ所のうち、設置してから10年以上経過するものは15カ所、20年以上経過するものは5カ所あります。最も古いものについては、宇根7区の御製碑前にあるトイレで、平成4年に設置をしたものでございます。トイレの清掃管理は、ほとんどの場合地元の皆様で行っていただいております。トイレトーパーや清掃用具の補充、便器や浄化槽の維持管理、修繕は町で行っております。修繕は、主に古くなった曝気ブローアの交換や流れが悪くなった排水管の清掃などを随時行っておりますけれども、より快適に利用していただくために、状況に応じて和式トイレを洋式に改修する箇所なども予定をしているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

実際、最初の国土交通省が定めたガイドラインなのですが、最初私もすごく白が続いているところからグレーベージュというか、違和感を感じたのですけれども、これが一方外の観光地と呼ばれているところに行きますと、より統一感を持ったデザインになっていたりとか、恐らく今後秩父市の本町から上町にかけてのところだとか番場通りというのは、非常に昔ながらのまちのよさをもう一度というコンセプトのもと、配色に大分気を使った道路改修が行われるというふう聞いております。

一方、横瀬町としても、町長が歩きたくなるまちということでおっしゃっていたこともありますが、今一番横瀬で景観的に美しいと私個人が思う場所は、寺坂棚田のガードレールのかわりに疑似樹木を使ったあそこの風景というのは、一つの観光地的名所というか、景観に非常に配慮されて整備が行き届いているなど、そういうふうには思っています。

今後、ガードレールで色を変えたものがあるのか、いろいろ耐久性の問題はあるのですが、疑似樹木を使ったものを駐車場の、例えば花咲山付近の駐車場というのは、あの辺は田園風景があり、あそこにガードレールでくるより、金網のフェンスで囲うより、もう少し色がマッチするようなものを使って整備をしたらどうなのかなと思ったりする部分もあります。その辺の駐車場等、今後町として整備しなければいけない場所についての取り組み方について、もう一度質問させていただきます。

もう一つ、先ほどの観光トイレの関係なのですが、確かに再整備が今後必要と思われる箇所が年数たってきているので、必要になる場所も多いのです。実際、使う頻度が非常に多いと考えると、横瀬駅のトイレなんかも本当に利用者が多いので、においであったり、便器の傷みであったりというのは、自分が使ってみても思いました。

一方、人の流れが大きく変わってきたということで、例えば武甲山の登山客がふえましたので、武甲山山頂のトイレにおいても非常にトイレの修繕が必要というか、節水型のものに切りかえるとか、そういうやり方が必要なのかなというふう思うところがあります。実際、平成27年9月の議会において、大野議

員が一般質問で武甲山駐車場の関係とトイレの要望を出しておりましたが、これこそ人の流れが大きく変わってきたことの要因の一つが、武甲山へ登る方の増加だと思います。横瀬駅から武甲山にかけてのあのラインの中に、公衆トイレというか、登山客を大切にされた環境に配慮したトイレを設けられたらいいのではないのかなと思っているのですが、一例として静岡県と環境省の話し合いで、昨年7月14日から8月27日までの45日間、富士山5合目で公衆簡易トイレの実証実験というのが実際やられております。

その中で、何パターンかの公衆用のトイレが出品されて試したのですが、最終的に一番不備がなく、いい状態で最後まで機能したのが、おがくずを使ったバイオトイレ、それが唯一45日間、24時間フル稼働し、1台で総計8,000人の人間が使っても不備がなく、圧倒的ににおいがなくて快適という評価を得たということで、バイオトイレの導入というの、今後各場所、例えば水道が引きづらい場所、水が常に用意できない場所、そういうところでは必要ではないのかなと思っております。その辺について、バイオトイレの導入というのは過去に検討したことがあるのか。また、今現在仮設トイレで武甲山の駐車場のところは設置しておりますけれども、その辺、仮設トイレの現状の費用というのはどのくらいかかっているのか、今わかる範囲でいいので、教えてください。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 再質問に答弁いたします。

建設課管轄の事業といたしまして、花咲山の近くということなのですけれども、今年度町民グラウンド上、町道3214号線に約70メートルのガードレールを設置予定となっております。そこには周辺との調和を考慮しまして、茶色、ブラウン系のガードレールも建設課内で今検討しているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、トイレのことに付いて答弁をさせていただきます。

観光トイレの改修または再整備の箇所等につきましては、現状、よく状況を見て判断をして対応していきたいと思っております。

また、武甲山の登山口で常設の公衆トイレの設置ということ考えた場合に、幾つかのクリアすべき条件があるのではないかと考えています。まず、1つ目については、トイレの規模を設計する場合に、5月の連休前後の利用者数のピークを考慮した浄化槽、するとすれば、そういった大きな浄化槽を考える必要があります。利用者数による負荷変動が大きいため、小規模の浄化槽ではトイレが詰まって流れなくなったり、悪臭がしたり、放流水の水質悪化を招くこととなります。2つ目は、設置場所には水道がないため、自家水道を新たに引かなければならないという点。それから、3つ目については、設置場所は冬場の気温が相当低くなるために、凍結防止等の暖房などが必要になるということが考えられます。4つ目は、生川浄水場の上流となるため、できるだけ浄化槽放流水による環境負荷を小さくするという配慮が必要になるということになります。これらの条件をクリアさせるとなると、相当の建設費用とラ

ンニングコストを見込む必要がございます。

また、黒澤議員ご提案のバイオトイレにつきましては、環境負荷が小さく興味深い方法と思いますので、これは検討する価値があるかと思えます。

一方、現在、移動式の簡易水洗トイレを2基、4月から11月までの予定で設置をしておりましてけれども、冬場の登山者もあるということで、これを3月まで延長して設置することとし、補正予算をお願いしているところでございます。移動式の簡易水洗トイレのメリットとしては、利用状況に合わせて設置基数を調整することができ、必要があれば増設して対応することができます。また、状況によってくみ取り回数をふやすなど、臨機応変に柔軟な対応ができ、またくみ取り式ですので、環境に負荷をかけないという大きなメリットもあります。実際、今年度の運用では、4月下旬から5月下旬は週1回の頻度でくみ取りを行って対応いたしました。確かにトイレの見ばえという点では劣りますけれども、利用者の利便性を損なうことなく経費を最少にできる効率的な利点は大きいのではないかと考えております。

また、常設の公衆トイレの設置と仮設トイレとの費用でございますけれども、常設のトイレの場合については、具体的な建設費用については、設計、積算を試みなければ示すことはできませんけれども、つくるとなれば、それなりの規模の木造建築がふさわしいと思えますので、かなりな何千万円というような金額になるのではないかというふうに思えます。また、仮設トイレに係る経費につきましては、今年度2基分のリース代金が14万3,000円、くみ取り料金が3万5,000円、清掃委託費が16万2,000円、合計で34万円となっております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

最初の町道3214号線、70メートルの茶色いガードレールということですが、冒頭課長もおっしゃっていましたが、やっぱり視認性がちょっと落ちるという部分もあると思うのですけれども、その辺の対応は反射板の数で、あれは規定で何メートルに1個とかという規定があったのかどうかというのと。

今後、4色が今ありますけれども、その4色のうちの1色を今回選んだとして、その色が基本ベースの統一カラーにするのですか。それとも、まさかまだらにオフページジュの隣が、次はオフブラウンみたいな、どうしたらこういう設計をするのだろうみたいな場所がたまにあるのですけれども、まさかそういう無計画性でやるわけではないかどうかというのを確認させてください。

それと、先ほど質問で漏れたのですが、(仮称)花咲山と言われている下の駐車場の部分なのですが、あの辺なんかは実際管轄が、今の現状だとたしか教育委員会だと思うのですが、あそこに教育委員会さんと建設課ではうまいコミュニケーションがとれるかどうか。いずれどこかで駐車場の整備も、グラウンドの周辺もどこか考えなくてはいけないかと思うのですが、その辺で色の問題など、その辺をどういうふうに考えているのかお聞かせください。

(2)のトイレの関係なのですが、平成29年9月の議会で町長の答弁では、非常に前向きな答弁があったのです。ぜひ町長としてやりたいと思います。そのぐらいの発言があったのですが、一方なかなか予算がかかることですし、環境に配慮しながら、すぐ結果が出るものではないというのはわかっている

のですけれども、なかなか駐車場のところのトイレの要望のものが、仮設でもこのランニングコストだと非常に有効だと改めて思いました。ただ、一方で仮設ではなくて常設トイレを武甲山を利用するため、武甲山で横瀬町だけのものではなく、秩父地域皆さんがシンボリックに捉えていたりするので、そういう面でもう一步、二歩、町として踏み込んだお考えが聞けたらなと思いますので、このトイレの関係は町長にお答えを願いたいと思います。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 黒澤議員の再々質問に答弁いたします。

まず、最初の反射板についてですが、申しわけないのですけれども、何メートル置きの法的な根拠というのは、私の認識不足で認識しておりません。申しわけありません。

あと、統一性についてですが、やはり黒澤議員のおっしゃるように白とか白以外のグレーとか、そういった色を漫然と設置することは、道路景観の連続性が損なわれるということで、これは確におかしな話になってしまいますので、いろいろな空間とか場所とかよく考慮して設置するのが大切かと思えます。

ただ、これはちょっとあれなのですけれども、目立たないガードレールというのも問題があるわけで、物理的にはみ出すのをストップするだけでなく、視覚的にもあそこはガードレールがあるのだというのも当然わからないと、意味がないと言うとあれなのですけれども、でするのでその辺、先ほど道路附属物の景観の脇役的な部分もあるのですけれども、やはり本来の安全性という、その辺をうまく両立させていくのが大切かなと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、武甲山の観光トイレについてということでお答えいたします。

この間、仮設トイレの設置で基数の調整をして、今度設置期間を3月までということで作るということ。加えて、もう一つは、ことしオープンした民間のカフェのトイレが自由に使えるという状況になりまして、トイレの必要性に応えるということでは、状況はかなり改善できたと思っています。しかしながら、必要性は満たされたのですが、プラスアルファのところ、例えば観光的な付加価値だったり、あるいは一步踏み込んだ登山者の利便だったりということを考えると、必要性は満たされるけれども、必要十分には至っていないという今認識を自分ではしています。

この先は、経済的な負担がかかる話になります。さらに、町がこの先人口減少に備えるという部分で、スリム化だったり、あるいは町全体のファシリティーマネジメントというのを進めていくということをしっかりやっつけていかなければならないという状況を考えると、ただ単にトイレをぽんとつくりますという、そういう中途半端なのはよくなくて、進めるのであれば、しっかりそこがあることで価値を生むかどうかとか、経済的負担に見合うかどうかというのをしっかり見きわめて検討していきたいと思っています。なので、難しいのですけれども、中途半端はよくないなというふうに思っています。やるならしっかり価値を生むの

をやる。経済的負担とを必ずてんびんにかけてやる。ですので、何か補助金みたいなものがあると、それはやりやすくなるのだろうなというふうには思いますし、武甲山が横瀬にとっては大切な資源で、多様な価値を持つ山ですので、うまく生かせるように、そして来た方に喜んでいただけるように環境整備は進めていきたいと思えます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町民グラウンドについてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 質問事項2、要旨明細(1)に答弁させていただきます。

町民グラウンドの管理状況につきましては、平日は横瀬町シルバー人材センターに管理業務委託を行い、草刈り、植木の手入れ、グラウンド、駐車場の整備等管理を行っておりますが、設備等の管理につきましては、担当者の見回りや管理人あるいは利用者からの情報をもとに、修繕で対応できるものにつきましてはすぐに対応しております。また、予算が必要なものにつきましては、実施計画に上げ対応している状況でございます。また、優先順位につきましては、緊急性あるいは安全性にかかわるものは、優先順位が高いというふうになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

今、次長のお話の中で職員のパトロールということがありましたが、このパトロールがどのくらいの頻度で行っているのか。

また、実際に優先順位をつけると言っていましたけれども、逆に言えば、優先順位をつける中で必要あるかないかという、修繕するものに対する判断もそのときに行っているかどうか、その2点をお伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 再質問に答弁させていただきます。

見回りの状況ということでございますが、もちろん見回りも行いますが、実際にグラウンドに行く用事もございます。実質的には1週間に1回程度は行っている形にはなっております。

また、必要性につきましても、当然優先順位の中では見て入ってくるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

1点、逆にピンポイントの場所のことをお伺いしますが、町民グラウンド下の段、人工芝のところで、

町道5号線からたばた食堂さんのところを通って抜ける道ぐらのグラウンド沿い、高い網のネットが張ってあります。そのネットの裏側に昔の金網のフェンスというのが残っているのです。非常に色といい、さびといい、ちょっと傷んでいるなというのは、あそこを歩くたびに目につくのですが、あそこは現状認識してそのままにしているのか、あれはいずれ撤去するという思いがあるのか、もしくはそこを修繕する必要があると思うのか、そこだけ最後教えていただければ、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 金網につきましては、穴のあいているのは承知しております。穴につきましては、穴を埋めるという修繕、これはすぐに対応したいというふうに考えております。それ以降の修繕につきましては、また今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

質問1として、役場の行政経営・事務のあり方についてお聞きいたします。さきの阿左美議員の答弁において、横瀬小学校第2校舎の改修について立ちどまって考えたいとのことでしたので、質問内容が若干違うと思われることもありますが、私のこの質問の趣旨というのは、なぜこんな事務経営になってしまったのが質問の趣旨ですので、どうぞよろしくお聞きいたします。

では、質問1、役場の行政経営・事務のあり方についてお聞きいたします。横瀬小学校第2校舎の改修工事について、ことしの3月予算審議にて、初めて建てかえから大規模改修へと説明がありました。その後、改修検討委員会にも携わり、学校改修事業から見えてきた役場の事務のあり方に疑問を感じました。私の一般質問の多くは、横瀬町の総合振興計画前期・後期基本計画に掲げてある課題の早期実現に向けて取り組みをお聞きするものでした。

平成27年作成の基本計画第4章の教育・文化に教育基盤の整備として、老朽化した校舎の建てかえと明記してあります。町経営の基礎・基本である基本計画の変更であり、億単位の予算を要する町としても大きな事業の変更について、町当局から詳細な説明がありませんでした。議会への情報公開を常々お願いしていましたが、報告、説明がされなかった理由をお聞きいたします。

私が最初に学校等の施設管理について質問したのは、6年前の平成23年12月議会です。長期的な視野での計画行政をしていただき、改築時によりよいものを考えてほしかったからです。その後も新井議員などからもすぐれた質問がされています。会議録から調べてみますと、平成23年12月議会において、前教育長

答弁で、平成30年に検討し、恐らく平成35年ぐらいになるのかなとあり、検討から完成まで5年の認識でした。すごく妥当な年数と感じます。平成25年6月議会では、教育次長答弁で、学校等施設整備計画があり、平成32年の建てかえとありました。学校等施設整備計画とはどのようなものでしょうか、お聞きいたします。

前教育長答弁では、平成28年から検討して平成32年とあります。ここでも5年が必要の認識でした。平成27年9月議会では、新井議員の一般質問への教育次長答弁で、平成26年に校舎の建築計画を変更し、平成30年に建てかえとあります。平成28年の横瀬町公共施設総合管理計画のもと、計画を進めていきたい。木質化等資金の関係もありますので、まち経営課に教育委員会の要望として伝えてありますとあります。平成27年9月の段階では、まち経営課も学校建てかえについて検討をしていたことが推察されます。平成26年の校舎の建築計画とはどのようなものだったのでしょうか。ここで耐力度調査はしなかったのでしょうか。建てかえを決定した判断基準は何だったのでしょうか、お聞きします。

また、第2校舎建てかえの実施計画はどうなっていたのでしょうか。平成26に検討を始めるためには、3年前の平成24年の実施計画作成時には当然のべきですが、平成26年に検討、変更したならば、5年を見込んでいたのですから、少なくともその時点からでも基本計画策定、翌年度から実態調査や検討委員会、ワークショップ、実施設計、そして改築工事と実施計画が年度ごとに作成されなくてはなりません、平成26年度からの実施計画はされていたのでしょうか、お聞きします。

この時期に町長、教育長、担当者がかかわっています。当然引き継ぎ書が存在すると考えますが、概要についての説明はどのようであったのでしょうか、お聞きします。

また、平成27年4月1日より、教育委員会制度が変わり、総合教育会議が設置されましたが、そこで小学校施設整備について協議されたのでしょうか、お聞きいたします。

木質化については、町のほうでもできるだけ検討していきたいと答弁していただいています。しかし、今回調べていたら、平成24年1月25日、町長決裁による横瀬町公共建築物における木材の利用に関する方針がありました。可能な限り木質化し、秩父産材を利用するは、もう決めてあったのです。今まで数回お願いしてきましたが、方針があるとの答弁はありませんでした。存在についての認識はあったのでしょうか、お聞きします。

私は、以前より計画行政をお願いし、基本計画の早期実現のためには、実効性のある実施計画が必要であり、その実施計画を公開してほしいとお願いしてきました。町長は、今回の一連の事務処理を見て、今後の町経営に当たりどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問2として、議員の一般質問に対する答弁後の処理事務についてお聞きいたします。議員の質問は、町民の代弁者としてのものです。質問に対する事後の処理については、どのようになされているかお聞きいたします。これは私が平成25年6月議会でも質問し、質問の一覧表などの作成を聞きましたが、総合的な対応は行わない現状で、今後も担当課所それぞれで整理、対応していく方針との答弁でした。そして、すぐには対応できないときは、事務引き継ぎ書に記載の上、新担当者に引き継ぐようにしていると認識しているとの答弁でした。そのときより4年が経過しました。今回の事案もあり、議員の一般質問に対する議会答弁の重みと、その責任に改めて疑問を感じました。

特に今期議会は質問者が多く、適切な提案が多くされていると感じています。答弁したなら、その真摯

な実行をお願いしたいのです。事後処理まで明確にしておかないと、議会の持つ権能が生かされず、住民主体、住民福祉の行政が停滞しかねないと危惧しています。見える化した一覧表などを作成し、処理事務を確実にしていただきたいと考えますがどうでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3として、町長に就任されてから3年がたとうとしています。多くの政策をしていただき、特に子育て支援に関しては、お母さん方よりよくなったとの声を聞いており、大変感謝しております。町の予算から最優先で子育て支援に向けます。もちろん財源は確保しますとの子育て支援策総合で地域一番を目指す公約があります。先ほどの小学校についても若干立ちどまるということですので、質問と変わるのですが、もし小学校の改修や、また保育所の民営化などについても検討がされています。行政改革により、財源を確保できるのであれば、教育費や入学支援等、また任意ワクチンの補助など、地域一番を実現してほしいと思いますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○小泉初男議長 たいま8番、大野伸恵議員の一般質問中でございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時58分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

たいま8番、大野伸恵議員の一般質問中です。会議を続行いたします。

8番、大野伸恵議員の質問1、役場の行政経営・事務のあり方についてに対する答弁を求めます。
教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 1の(1)について申し上げます。

平成28年度に耐力度診断を行い、その結果が2月22日になったため、結果に伴う変更も想定されたためおくりましてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

(2)について申し上げます。(2)の整備計画でございますが、既存建物について、すなわち小学校、中学校、給食センター、芦ヶ久保小学校でございますが、平成14年度から平成38年度までの工事の実績と今後の工事予定一覧が記載してございます。面積、建築年月日、構造、備考でございます。備考につきましては、平成14年度以前耐震工事等が記載されております。

(3)について申し上げます。平成26年5月の教育委員会で、学校等施設整備計画に基づき平成28年度検討、平成30年度設計、平成32年度の工事計画を2年前倒しすることが確認されたと認識しております。建てかえの判断基準でございますが、建設年度、劣化状況、外壁の剥落、使用上の不都合、雨漏り等でございます。

(4)について申し上げます。実施計画につきましては、基本計画に定めた施策ごとの目標や方針を実現するために、財政状況や緊急性などを勘案しながら、今後3年間の事業内容を示すものです。計画期間

は3年間ですので、毎年度、年度別計画を見直す計画ですので、平成30年度建てかえを行う場合、平成28年度から3年間の計画に記載されます。平成30年度を目指し、具体的な動きが鈍かったと思っておるところでございます。

(5) について申し上げます。引き継ぎの資料一式はいただいております、活用させていただいております。

(6) について申し上げます。ここでは総合教育会議につきましては、この件については協議をされておられません。

(7) について申し上げます。平成24年1月15日、町長決裁の指針と認識はしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、要旨明細(8)、実施計画の公開につきまして答弁をさせていただきます。

現在、当町の実施計画におきましては、予算書の事業と符合させているという都合もありまして、事務事業については細分化しております。その関係から一つ一つの事業中の費用、例えば工事請負費や委託料などが単一の工事や単一の委託事業の予算額を意味していることが多くなっております。契約締結のための入札を公正に執行する上で支障となっていると考えております。大きな自治体であれば、実施計画の1つの事業の中に複数の工事契約等を含むということが可能であります。当町においては、記載した事業費がそのまま入札の資料となってしまう、そういうおそれがございます。そのような理由から、これまで実施計画の公表は差し控えておりました。

しかしながら、当町でも町民との協働による町政運営を目指しておりますので、町の計画等を広く町民に公表することは重要と考えております。行政の透明性を高めるということにもつながります。そういうことから、このことにつきましては今後調査を進めまして、できるところから解決できればと、そのように考えております。

以上、答弁いたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

それでは、何点かお聞きします。教育長さんの答弁だったのですが、町長のほうにもお聞きしたいことが多いので、お願いいたします。まず、1番の基本計画に明記のことで議会への説明がなかった理由なのですが、執行部、町長、どちらでもあれなのですが、基本構想をどのように認識しているのかということをお聞きしたいと思います。

そして、情報公開ということは常々私もお願いしておりましたけれども、まさにこの予算をつくった去年の12月の議会では専決処分をしておりまして、その情報の共有というのですか、説明がなかったということで大変もめた議会でした。その議会を経過した後の基本構想の変更について、全然議会のほうに報告がなかった。もしくは基本構想に書いてあることすら知らなかったのかなというふうに思うのですが、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、3番なのですけれども、合理的判断がされていなくて、個人判断でうやむやなままそういう判断をされていたのですかということも1点確認したいと思います。そして、このときにはまち経営課のほうにも連絡があったということなので、学校建設というのは教育委員会だけではできないと思います。教育委員会は教育に関してはプロですが、建物とかに対してはプロではないというふうに思っております。財政と建設と、それから内容の教育です。その3者のお互いに教育委員会のほうは、まち経営課にお願いしてあります。建設課にお願いしてありますということで、どうも先ほども黒澤議員もおっしゃいましたけれども、話し合いというのができていなくて、みんな他人事であったのではないかということをお聞きしたいですけれども、その辺のところも1点、どのように思いますかということをお聞きいたします。

それから、4番の実施計画、今まち経営課長のほうからも連絡があったのですけれども、予算の金額がそのまま行ってしまう実施計画なので、発表はできないということだったのですが、私が問題にしているのは、実施計画に平成30年に建てかえと書いてあるだけでは、全然実施計画ではないですよ。その年につくるためには、その前年、前年、前年、少なくとも3年前、もしくは3年後にこういうことを考えるのですよということをお考えいただければならないわけです。そこの実施計画が今までできるとおっしゃっていたのに、できていないという役場の考え方は、今まではちゃんとやっていますということだったのですけれども、それができていなかったのではないですか。それに対して執行部のほう、経営者としていかがですかということをお聞きしたいと思います。

そして、つけ加えますと、実施計画は、先ほど黒澤議員が質問いたしましたけれども、武甲山の登山口のトイレは平成29年度の実施計画に書いてありますと、平成28年12月、まち経営課長からはっきりと議会で一般質問で答えていただいたにもかかわらず、平成29年の予算にはのっていなかったという事実があります。実施計画に書いてあっても、その実施する年度に消えてしまったということがありますので、そのところもあわせて実施計画についてどのようにお考えになっているのかということをお聞きいたします。

そして、6番です。総合教育会議なのですけれども、これは資料を見ますと、まさしく町部局と教育部局の不備を補うためのものなのです。教育委員会のほうでは、資料を見ますと、予算とかそういうものについてはよくわからないと。町部局のほうでは、学校のほうになかなか手を入れられないと。その不備を補うためのものが平成27年度4月にできたわけです。そういうまさしくいいものができたというのに、横瀬小学校の建築について一度も話し合いがなかったというのは、どのように今お考えですかということをお聞きしたいと思います。

それから、木材の利用に対する指針なのですけれども、認識はしているということですが、これは資料の中に指針が埋もれていませんでしたかということをお聞きしたいと思います。資料が埋もれないように、常に目を光らせるというのですけれども、いろんなものが埋もれてしまって見えなくなってしまうと行政が滞りますので、埋もれていたのではないですかということをお聞きしたいと思います。

そして、今回の組織、8番ですけれども、私は町の行政の経営の仕方が、先ほど監査委員さんも言われましたが、経営の仕方がどうなのかなという危惧から、検証のために質問しました。役場の事務はPDCAということで、プランとかドゥーとか話になるのですけれども、まさしく最初のPのプランがきちんとされていないという事実を今回実感いたしました。最初の一步が、プランのところからできていないので

はないですか。条件の精査がないまま計画が進むこの行政経営ということに対して、執行部のほうはどのように思いますかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町長にということをおっしゃっていただきましたので、私のほうからお答えします。

ご質問、6点だったと思います。まず、一番最初に、基本構想の認識ですけれども、これは言わずもがなですが、基本構想は大変大切です。基本計画も大切で、基本ですので、それをしっかり認識して、それに沿って進めていくというのが本来あるべき姿だと思います。1番目。

2つ目、合理的な判断がされたか、他人事であったかというところは、済みません。過去のことで、そのときの状況がどうであったかということはコメントができませんが、少なくとも合理的な判断がされるように、仕組みづくりと運営がなされるべきだと思いますので、結果的に見ると不十分であった可能性が高いと認識をしています。鋭意改善していきたいと思っています。2つ目。

3つ目、実施計画に書いてあるだけでは不十分というご質問ですが、実施計画の精度も高めていきたいと思います。この事象がどうかというと、多分十分ではなかったのだろうなというふうに認識をしています。改善をしていきたいと思います。

それと、総合教育会議はせっかくできた制度です。これをうまく使って部門間の垣根を越えたコミュニケーションを活発につくっていきたいと思います。おくれればながらですけれども、今回の建てかえに関しても、今年度はプロジェクトチーム仕立てにしました。副町長に入ってもらって、建設課と教育委員会、それからまち経営課のコミュニケーションの機会をふやすということはやっております。恐らく今までは不十分であったのだろうなというふうに認識していますので、これも改善を図ってまいりたいと思います。

それと、埋もれていたかは、埋もれていなかったと認識しているのですが、これも埋もれることがないようにしっかり体制をつくっていきたいというふうに思います。

最後、経営の仕方はどうかというところ、包括的なところでいきますと、今回ご指摘いただいた点は、今から振り返りますと、もう少し計画行政としてうまくできなかったかという思いと反省はあります。計画行政というのは、大勢の人に見ていただいてということも大事でしょうし、それから組織として人がかわっても、引き継ぎがあっても、あるいは担当がかわっても、同じものが流れていかないといけないのだと思います。しかしながら、今回のケースでは、幾つか不十分な点があったというところは、ご指摘のとおりだろうと思いますので、これを役場の行政組織としてあるいは私も経営する者としてしっかり受け取って、反省すべきところは反省して、今後改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。大変強い質問で申しわけありません。

再々質問なのですけれども、私、以前退職の課長さんたちの仕事を、余裕を持って日常の業務から外れ

て全体的な行政を見るいい機会なので、そのような役職を考えて、再任用の課長さんたちは使っていただいたらどうですかという一般質問をしたことがあります。今回のことは、2年前ですから、まち経営課長、総務課長、教育委員会の次長がちょうど一緒に退職されて、その3方が検討プロジェクトチームをつくってやれば、すばらしいものができたのではないかというふうに、今になって非常に残念なのです。ですから、今後日常の業務以外にプロジェクトチームをつくるというのは、業務が忙しくて大変ですので、余裕のある上から大きな視野で見られる方をお願いするというのはとてもいいことだと思いますので、今後もし再任用の課長等出る場合には、そういう仕事を考えていただければいいかなというふうに思うので、その点1点お聞きします。

それから、計画行政をして町のランドデザインの中で横瀬町をよくするというのをやっていたきたいということを常にお願ひしまして、賛成していただいたようなのですけれども、そういうふうに思っ
ていても、町長答弁もこれはとても計画上は大切、情報公開は大切ということを何度もお聞きしました。しかし、結果としてできなかったということに対して、今後横瀬町の行政経営の中でどうすればこれがなくせて、そして気づく行政ができるかということをお聞きしたいと思ひます。

ここに秩父市役所の庁舎の市民会館における秩父材の活用という冊子があります。秩父市役所ってかなりばたばたとした中でできたとは私は認識してはいたのですが、この資料を見ましたら、建築する前の年、秩父市の市有林を切る木材というのを皆さんで見学していたりするので、そういうことがきちんとできる行政というのは、ある意味すごいなというふうに思ひましたので、そういうことのできる行政をお願ひしたいと思ひますので、その点を3点お願ひいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからご質問にお答えします。

1つ目が再任用の方の使い方、再任用の方は経験も豊富で、下の世代にはない知識や経験をお持ちの方が多いいと思ひます。それを役場組織の中でうまく力を発揮してもらえるように、配置を考えていきたいと思ひます。議員がおっしゃったようなポジション、立ち位置というのは十分あり得ると思ひます。1つ目。

2つ目、気づく行政ができるかというところは、ポイントは私はコミュニケーションだろうと思ひます。とかく組織で仕事をするあるいは町で動くということでは、そこが大きなポイントで、しっかり英知が結集できるか、それを一つのベクトルにできるかというところが非常に大切です。その中で、誰かが持っているはずの英知が埋もれてしまったりすることは余りよろしくありませんので、コミュニケーションがとれるような、特に横のコミュニケーションがしっかりとれるような組織をつくって運営してまいりたいと思ひます。

3つ目は、おっしゃるとおりで、大きなプロジェクトであればあるほど、時間をかけてしっかり検討していくというところが必要であるというふうに認識してはいます。先ほどの秩父市のケースでもそうですけれども、幾つかの現場を見たり現地を見たりというところは、実際に確認してということも必要でしょうし、そこは前広にやっていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、一般質問答弁後の事務処理についてに対する答弁を求めます。
総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項2につきまして答弁をさせていただきます。

平成25年6月議会の一般質問の中で、一般質問に対する事後処理については、担当課所において整理、対応していること、今後も担当課所それぞれにおいて整理、対応する旨答弁をさせていただいております。また、対応した場合の報告につきましても、担当課で対応していただきたい旨答弁をしております。今後につきましても、従来どおり対応したいと考えておりますけれども、執行機関である議会から執行機関である町長に状況等の報告依頼がございましたら、資料の作成等につきまして検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

先ほどの質問と絡む質問であれなのですけれども、見ていると横瀬町の役場の中での話し合い、横串がどうも通っていないような気がするのです。そして、ここに横瀬町公共施設等総合管理計画とか横瀬町の第6次行政改革大綱というのがありますが、これを見ますと最後のほうに必ず書いてあるのが、全庁的な取り組みはもとより、全庁的な取り組み体制、情報の一元管理というふうなことが書かれています。そして、私がお願いするのはまさにそれで、各課長さんがそれぞれ把握しているのですけれども、この小さな町ですので、情報の一元管理というのは可能なのではないかと思うのです。その辺のところをお願いしたくてお聞きしたので、議会のほうで議長をお願いして、議会のほうから町長部局をお願いすればいいというふうに思いますが、そうではなくて情報の一元管理、それが私の質問の趣旨ですので、そこの全庁的な取り組みが必要だと思うので、その辺のところを1点お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

横串とかコミュニケーション、連携が可能かどうかというお尋ねだと思いますが、今現在課長会議を毎週月曜日の日に朝開催をしております。そこで町長の発案で、情報連携等も含めて、各課長のほうから説明等も情報共有ということでもさせていただいておりますので、その辺でもう一度原点に立ち返って、その辺も含めて連携をとればというふうに思います。それを一元管理というお話ですけれども、一步一步段階を踏まえて情報の連携のほうをさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。情報の一元管理はよろしく願いいたします。

それで、できないものはできないで、私はそれを無理にしろというふうには言っていませんので、できないものはできないというふうに言っていただいているのですけれども、今期の議会は、私はすばらしい適切な質問がいっぱい出ていると思うのです。それで、よく町長は“ソトもの”、“ワカもの”とか言いますが、それはもちろんそうなのですが、議会も12人のいろんな人間が、こういうしっかりとした場で提案しているのです。同じことだと私は思うのです。それをだから事務的に捉えるのではなくて、“ソトもの”会議だとか“ワカもの”会議だとか、そういうすばらしいものがいっぱいあるというふうによく言われるのですが、実は議会も同じなのではないの。そのために予算をとって、こういうきちんとした場できちんとしたことを言う場があるわけですから、その辺の気持ちの取り上げ方というのですか、その辺を今期の質問、例えば宮原議員が、この間横瀬小学校のトイレのドアのことについて、のれんがどうのという質問がありましたけれども、それらはすぐに対応できるものですので、そういうものを、はいわかりました、検討しますではなくて、実現に向けて真摯に取り組んでいただきたいと思いますので、その辺のところを1点お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから答弁します。

まず、議員がおっしゃった今の議会でのいい質問や提案が多いという点は、まさにそのとおりだろうと思います。大変いろんな貴重なご意見、ご提案をいただいていると認識しています。

それと、“ソトもの”等というところでいきますと、同じではないです。それは、こちらのほうが当然重たいわけです。それは住民代表の皆様の提案や話というのは、“ソトもの”とは同じではなくて、もっと重いものというふうに認識をしています。それをいただいた話を事務的に片づけてしまうということも、意図しておりません。私、大切なのは、できること、できないことがあって、できない理由をちゃんと説明できるか、あるいはいつになったらできるのだとかという情報をしっかり伝えられるかということが重要だろうと思います。そのためにしかかり中のものやこれから進めていくものに関して、より議員の皆さんの目に触れられるように、目に触れる形にできるように努力をしていきたいというふうに思っています。

それと、先ほどのご質問にも絡むのですけれども、情報公開に関しては、基本的にはできるものは全て情報公開したいと思っています。今までもできるのにしないというのはなくて、恐らくしないものにはしない理由があって、その理由を伝えられるかどうかということがやっぱり大事ななというふうに思います。しかし、情報公開できるものは基本的にはするという基本姿勢は、これからも持っていきたいと思っています。

それから、もう一つ、役場内のコミュニケーションはまだまだ不十分ではありますけれども、私は改善してきていると感じています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、町長公約の子育て支援で地域一番を目指すについてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、子育て支援策の現状について答弁をさせていただきます。

子育て支援課が平成28年4月に創設され、子育てに関する窓口を一本化し、サービスの向上を図ってまいりました。育児支援家庭訪問、5歳児健診、ほっとハグくむママサロンなど新たな事業を実施するとともに、出産祝金、多子世帯への保育料の軽減など、支援内容の拡充も行いました。

ご質問にもありました入学祝金につきましては、平成28年度に中学校入学時にも事業を拡大し、支給時期も3月に改善を行いました。子供に対する法定外予防接種につきましては、主なものが流行性耳下腺炎、おたふくワクチンとロタウイルスワクチンになると思いますが、ともに埼玉県内10の自治体で実施しているようです。以前にもご質問いただきましたが、予防接種につきましては秩父郡市医師会の要望もあり、秩父郡市ではほぼ統一し、実施をしております。また、予防接種の副反応により健康被害が発生した場合の補償等の課題もあり、現時点では難しいと考えております。現在、国や近隣の自治体の動向を注視しております。

なお、横瀬町の出生数につきましては、平成27年度、50名、平成28年度、59名、平成29年度、今年度は11月末現在で46名で、母子手帳の発行状況から62名と予測しております。この出生数が維持できるよう、子育て環境の充実を図り、子育てしやすいまちを目指し、着実に一步一步事業実施してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。出生率も上がっているということで、大変うれしく思います。

その中で、入学支援ということでしていただいていることなのですけれども、先ほども阿左美議員からも提案がありましたが、地域一番を目指すという場合に、秩父郡市一斉にやっていたりすると、地域一番にはならないわけで、入学時に制服とかいろいろかかりますよね。その辺のところの一步踏み込んだもの、給食費についてももうちょっと踏み込んだものを、地域一番ということに対して、それを実現するためには具体的に何なのですかということをお聞きします。

そして、任意ワクチンなのですけれども、任意ワクチンも答弁は同じだったと思います。何かあったら困るということなのですけれども、これは任意ですので、するお母さんは自分で責任を持つわけです。ですから、支払いをしたその領収書を持ってくれば、町として補助をしますという形にすれば自己責任になりますので、その辺の埼玉県でも実施している団体もあるのだと思いますので、実施している団体、そしてそのような方法でできないかということをお聞きいたします。

それから、ちょうど朝日新聞で12月6日に、子育て支援でまちづくりという兵庫県の明石市長さんが新聞に載っていました。核家族化が進み、コミュニティーの支え手の機能が薄れて、ひとり親家庭や障がい

のある人への行政の支えが必要な時代になっています。ですから、普通の家庭以外にもうちょっと大変な家庭には、なお一層の踏み込みもお願いしたいし、その財源というと、明石市の場合にはハードなものを少し、例えば道路行政を5年でつくるところは7年にして、そこの予算を子育て支援に重点的に置いているというふうな話でした。私も例えば横瀬でも駅前道路が今度できますけれども、それらについて全町的な要望があったのかどうかというのが今でも疑問なのですけれども、そういうふうに財源を建設業の仕事を少し長く延ばして、その分を少しずつ子育て支援のほうに特化して支援していくという取り組みが必要だと思しますので、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 法定外予防接種について答弁をさせていただきます。

先ほどもご説明させていただきました、秩父郡市統一で予防接種については行っております。以前、母子保健の担当者会議がありまして、その辺で議題にもさせていただいたことがございます。近隣の自治体の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから補足をさせていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で、私、“ソトもの”という表現をしたのですが、あれは片仮名の「ソトもの」です。いわゆる一般名詞ではなくて、ちょっと表現としては適切ではなく聞こえたかもしれませんので、その点つけ加えさせていただきます。

それで、まず出生数がおかげさまでこの2年、50名から59、ことし予測で62ということでふえてきています。はっきりした因果関係が分析できていないわけではないのですが、結果として2年続けて出生率がふえたということはとてもすばらしくて、私どもとすると勇気づけられる思いがしています。子育て分野が優先分野というのは、これからも変わりません。ですので、優先分野あるいは戦略分野として、これからも鋭意取り組んでいきたいと考えています。

ただし、気にしなければいけない点というのがあります。まず、大きく2つありまして、1つは単なるばらまきにしないということです。ばらまきみたいになると、結局ツケが将来世代に及んでしまいますので、単なるばらまきというのはいらないという考え方を貫いていきたいと思います。だから、できるだけ財政的な裏づけをつくっていくということは心がけていきたいと思っています。その中で優先的にです。先ほど道路のことを議員からお話しいただいたのですけれども、これはなかなか難しく、道路は道路でやっぱり必要なものが多いです。その中で調整したり優先順位をつけたりというのはあるのですが、それは子育て分野だけというわけにはいきませんので、バランスをとってやっていくことが必要かなというふうに私は考えています。

もう一つなのですけれども、気にする点ということでいくと、地域一番といったときに、地域一番を単独で目指すべきものと地域足並みそろえてと、両方あると思います。それは、特にこの秩父郡市は広域連

携というものをやっけて、それがかなりいい方向に出ています。ですので、小さい中でチキンレースみたいに補助金の大きさを競うということではなくて、連携しながら相互補完するということがとても大事だということと、とりわけ医療分野で医師会さんの対応が絡むものなどは、やはり単独行動というものが秩父広域のためにも、横瀬のためにもならないということは、私多々あると思うのです。その辺は地域一番を目指すわけなのですけれども、やはり組み合わせとか、施策によって柔軟に対応していくというところが大切なというふうに思います。

あとは財源をどういうふうにつくっていくかです。今、教育分野でいきますと、今回の小学校のところが大きいですのと、あと検討を始めています保育所の民営化という問題があります。保育所の民営化はまだまだ議論が必要だと思うのですけれども、仮に民営化に進むのだとすると、そこで少しの財源ができる可能性は高く、それでできたとすると、その分は優先的に子育て支援、教育分野に充てるというのが、私は一番考え得ることかなというふうに考えています。もちろん検討中ということですので、まだ断定的なことは申し上げられませんし、これから議論していくべき内容なのですが、現時点では仮定ということでは、そういうふうに自分は考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

ないようですので、8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、旧芦ヶ久保小学校の環境対策についてであります。旧芦ヶ久保小学校は、閉校後、平成22年より町の事業や多数の団体に利用されております。当初より年間2,000人を超える利用者がありましたが、臨時的な利用であるとの見解から、県補助金を利用したトイレ改修あるいはスロープ設置といった最小限の設備整理しかできておりません。しかしながら、近ごろではさまざまなレジャー企画の利用等で大変活況であり、町外の方の利用が多くなっているようです。施設利用の方向も決まったと思います。このことを踏まえお伺いいたします。

まず、(1)として、旧芦ヶ久保小学校は現状どのように利用され、利用者数は年間何人でしょうか。また、その傾向はどのようになっているでしょうか。

次に、(2)として、9月に実施された彼岸花コスプレでは約300人の参加があったそうですが、収入の分配はどのようにしたのでしょうか。また、その他のイベント等の使用料、興行収入など年間幾ら得ているのでしょうか。

次に、(3)として、構築物の耐震強度は現状どうでしょうか。また、安全上どのような対策をしてい

るかお伺いします。

今、(3)では主に建物についてお伺いしましたが、次は用地についてお伺いします。(4)として、土砂災害の対策やその防止対策はできているでしょうか、お伺いします。

最後に、(5)として、生活排水の処理はどのようにしているかお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員の質問1、旧芦ヶ久保小学校の環境対策についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

[赤岩利行まち経営課長登壇]

○赤岩利行まち経営課長 質問事項、旧芦ヶ久保小学校の環境対策についてにつきまして、私のほうからは要旨明細(4)を除き、答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の(1)、年間の利用者数は何人か。また、その傾向はどのようになっているかとのお尋ねにつきまして、過去3年間、そして今年度これまでの利用実績等を申し上げます。まず、旧芦ヶ久保小学校を使った町の事業といたしましてはメープルの森事業、これは児童館の地域子育て支援拠点運営事業でございますが、毎週月曜日に木造校舎の2階で行っております。対象者は小さなお子さんとその親御さんで、児童厚生員により、子育て相談や支援、親子同士の交流、子育て情報の交換等をしていただいております。利用者数ですが、延べ参加数ということでお伝えします。平成26年度が42回実施されて、親子368組が参加しました。平成27年度は41回の実施で387組、平成28年度が45回、405組と年々増加傾向でございます。参考までですが、本年度は11月末までで31回、323組という途中経過でございます。

また、昨年度までは、健康づくり課のミニデイサービス事業が1階の職員室で行われていました。実績としまして、春と秋の時期に行っていて、平成26年度が計8回、延べ135人の参加、平成27年度も計8回で116人、平成28年度は6回で102人の参加、ご利用いただきました。年々減少傾向でございましたが、今年度からこのミニデイサービス事業につきましては、会場を活性化センターに移して行っております。

次に、賃貸料を徴収しての貸し出し実績です。平成26年度が年間27件で、79万3,202円の賃貸料収入でした。平成27年度は、30件で92万6,297円、平成28年度が34件、97万5,940円という実績でございます。年々増加傾向でございまして、今年度につきましては11月末時点で、この間8カ月という実績ですが、計43件、155万6,000円ということで、これを12カ月換算した場合には、年間64件、230万円ほどとなります。実際には、これから寒い冬の時期ですので、そこまでの伸びはないと思われませんが、ことしも大幅にその実績を伸ばしております。その有料で貸し出している利用の約4割が、コスプレイベントということになっております。その他としまして、地域の獅子舞保存会や体育部の方々にも利用していただいております。

続きまして、要旨明細の(2)、9月実施の彼岸花コスプレイベントでは約300人の参加があったということで、その収入の分配はどのようなこととございまして、9月30日に旧芦ヶ久保小学校の施設を貸し出しております。参考資料として添付されたチラシに、「彼岸花畑(寺坂棚田)での撮影」という記述がございましたので、このイベントについてのご質問と思われまして、このイベントに対する町のかかわり方としましては、施設の利用申請に基づきまして、施設の賃貸借契約を結んだ当事者ということになっております。施設の賃貸借に限定した契約ですので、イベントの内容まで関与はして

おりません。具体的には、利用者から申請を受けまして利用目的を確認し、施設利用を許可しております。町有建物賃貸料ということで、3万4,000円を徴収させていただきました。こちらのイベント以外のイベントにつきましても、町のかかわり方としましては、施設の賃貸借ということに限っております。

続きまして、要旨明細の(3)、構築物の耐震強度は現状どうか。また、安全上どのような対策をしているかということですが、旧芦ヶ久保小学校は、平成21年度の横瀬小学校への統合に伴い、教育委員会からまち経営課に所管が変わった施設でございます。教育委員会が管理していた時の話になりますが、3階建ての校舎の耐震診断、そして体育館の耐力度調査を実施した実績がございます。木造校舎につきましても、そのいずれの調査もこれまで行ったことはございません。

参考までに、教育委員会の時代に行った3階校舎と体育館の調査結果を申し上げます。まず、3階校舎につきましても、今から13年ほど前の平成16年3月に耐震診断調査を実施しました。その結果、基準となりますのは構造耐震判定指標、 I_s 値というもので、0.75が基準値だそうです。これに対しまして、3階の校舎の奥行き方向、南北方向に当たりますけれども、最も低い数値は1.17ということで、指標を上回っております。ただし、間口方向、東西方向でございますが、最も低い値が0.42という結果でございますので、大きな地震に耐えられる保証は、調査時点においても既になかったこととなります。その調査から既に十数年が経過しております。

また、体育館については、耐力度調査を平成14年度に実施しました。耐力度の値は、1万点が満点でございます。4,500点以下の場合に耐力度不足とみなされます。調査時点の体育館の耐力度ですが、鉄骨部分と鉄筋コンクリート部分に分かれます。まず、鉄骨部分につきましても4,460点ということで、4,500点の基準をわずかに下回っております。それでも鉄筋コンクリート部分につきましても5,982点、約6,000点ということで、相当程度の耐力度を有した建物という結果が出ております。ただし、こちらにつきましてもその調査から15年ほどが経過しております。

現在、施設の維持管理及び有効活用を担当するまち経営課としましては、最も大事と考えておりますのが、利用してくれる方にこの情報をしっかりと伝えることと考えております。そのため、利用申請時等に利用希望者に説明できる機会を捉え、施設の老朽化や耐震化への備えが十分でない状態であることを正しくお伝えするというように努めております。その状況を知った上で、利用希望者が利用するか否かを判断していただくという考えでございます。

続きまして、要旨明細の(5)、生活排水の処理はどうしているかにつきましてもですが、旧芦ヶ久保小学校には、木造校舎用、体育館用、3階校舎用の合わせて3基の浄化槽があります。そのいずれもが単独浄化槽でございます。このうち、3階校舎と体育館のトイレは、現在使用をとめておりますので、実際に使用している浄化槽は、木造校舎用7人槽の1基のみでございます。これまでは、汚泥を抜き取る清掃を年に1回行ってきましたが、ことしにつきましては利用者が増加したという影響もありまして、先日行っていた埼玉県浄化槽協会の法定点検の折には、年に2回の清掃が必要という指導がございました。

このような状況ですが、旧芦ヶ久保小学校では、浄化槽を通過しないトイレ以外の排水としまして、上水道の蛇口から出た水を使ってうがいをしたり、手を洗ったり、雑巾をゆすいだりと、その程度の用途の使用に限られております。一般家庭においては、料理や風呂水といった雑排水を放出するため、その浄化対策が求められておりますが、旧芦ヶ久保小学校の水の使用 방법이現状のままだとすれば、環境にもたら

す影響というのは限りなくゼロに近いものであろうと考えております。

以上、答弁いたします。

○小泉初男議長 建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 新井議員の要旨明細（４）、土砂災害の対策やその防止対策について答弁いたします。

この旧芦ヶ久保小学校敷地は、横瀬町防災計画において指定緊急避難場所とされておりますが、隣接して流れる倉掛沢は土石流警戒区域の指定、さらに北側山林は急傾斜地崩壊警戒区域の指定をそれぞれ埼玉県から受けております。町としても、一刻も早い土砂災害対策工事の実施を毎年県へ要望しているところですが、県では、この地域に今年度平成29年度から3カ年の計画で、落石防護柵としての擁壁工事、延長が100メートル、総事業費約8,000万円を実施していただいております。今年度は、約2,000万円の事業費で測量予備設計、地質調査、さらに来年度は約1,100万円の事業費で詳細設計、用地測量が実施予定となっております。このうち町負担がございまして、10%が町負担となっております。これは、都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担ということで、地方財政法のほうから来ております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、年間の利用者数なのですが、平成24年度の議会において会議録を見ると、2,000人から2,500人という表現になっています。これは、芦小の校庭等を集合場所としたもの、そういうものも含まれているという副町長の答弁でしたが、整合性のとれる答弁をしていただかなかったのが非常に残念です。答弁の内容からすると、年々利用者がふえているという解釈だと思いますが、その中で再質問をさせていただきたいと思います。

まず、彼岸花コスプレ、これは1人3,000円の参加費を徴収したそうなのですが、役場職員さんもボランティアか何か知りませんが、スタッフとして応援していたというふうに聞いております。そうなると、施設使用料だけでなく、興行共催者、共催者でないかもしれませんが、そういうものが取れたのではないかと考えるわけで、この質問をしたわけですが、取らなかったということで了解をいたしました。

ただ、このように休日の企画に職員さんが、多分無償だと思うのですが、応援されるというのは期待してもいいのですか。本人の自由というぐらいな気持ちで捉えてしまって、その程度なのでしょうか。それとも、お願いすれば出てもらえるのでしょうか。

それから、（３）、耐震補強、校舎の構築物の耐震に関連することなのですが、十数年前の点検で体育館のほうは何とかなるけれども、3階校舎のほうはちょっと弱い部分もあるというご回答でございました。ただ、3階校舎のほうは使われていないと思うのですが、体育館のほうは頻繁に利用されているようです。そんな中で、これだけの数値が出て弱いというのがわかっているわけですから、責任上使用禁止にするのも方法だと思います。木造校舎のほうは対象外なのでしょうけれども、裏の奥のほうの体育館と鉄筋3階建ての校舎、こちらは使用禁止にするというのも方法だと思うのですが、いかがでしょうか。万が一、使用中に倒壊等で死亡事故が起ってしまったら、町はどのような責任をとるのか。保険を掛けているかと

というようなことと、掛けているのであれば、死亡事故でどのぐらい補償されるのかお伺いします。

それから、(4)で旧芦ヶ久保小学校というのは、災害時の指定避難場所に、先ほどもありましたけれども、指定されているわけです。しかしながら、ハザードマップによると土砂災害警戒区域というのですか、そういうものにも指定されているということで、普通に考えれば、災害時にはなるべく集まってはいけない場所であるということも捉えることができると思います。そういうこともあって矛盾があるわけですが、町のほうとしても、ご答弁いただいたようにいろいろな安全対策をとられているということでございますが、先ほどの(3)の構築物との関連もあるのですが、思い切って体育館と鉄筋コンクリートづくりの校舎を立入禁止として、災害時における土砂防止策、その役割を持たせていくというのも方法だと思えますが、いかがでしょうか。

それから、(5)、これは浄化槽の問題なのですが、飲料水は安全だと思います。でも、本当に安全か問題は無いのでしょうか。コスプレが行われた当日と翌日の放流口から取水口、滝の枕、そこの間の定点におけるBOD、COD、全リン、全窒素、pH、それからヒ素、これらの水質試験結果はどのような値だったら教えてください。当日と翌日です。もしはかっているようだったら、せめてサンプル水ぐらいは取っている。管理したはずであると私は考えます。問題ないと言っているわけですから、問題ないと言った発言のよりどころは何か教えてください。

それと、これはモラルにかかわることもあるのですが、横瀬町には浄化槽設置指導要綱や水資源保護条例が過去には存在しております。今もあると思いますが、努力目標ではあるのですが、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に努めなければいけないとなっているはずですが、多分なっているはずですが。これくらい問題ないと、棚上げをして使い続けているのであれば、誰も合併槽に対する理解を得られないし、今後協力も求められないと私は思っています。せめてこれくらい問題解決してほしいと思うのですが、なぜ町は検討を続けるとずっと言っていて、検討を続けているのかもしもれませんが、率先して模範となる整備をしないのかお答えいただきたい。薄めてしまえば問題ないから、安全だということなのではないでしょうか。過去においては、臨時的使用なので、利用者数がふえたらやりますと、そのようにこれも答弁されているわけです。横小の第2校舎もやりますと言っているいろいろ変わっていますので、執行部を信頼できないですが、言っているのです。それについて明確な答弁をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、年間の利用者の人数ですが、私のほうで今申し上げましたのは、分類分けをして申し上げたところでございます。その中には有料で貸し出しをしています例えばグリーンラインのランニング大会の参加者、これはかなり一遍に相当の人数が来ていただいているということもありまして、過去の答弁の2,000人から2,500人という人数に該当することであると思えます。先ほどのは個別のところでございます。申しわけありません。

それから、体育館と3階校舎が地震等に耐えられないのではないかと。これは、使用禁止にしたほうがいいのではないかとということでございます。町としましても、安全に自信を持って貸し出しするのが一番で

ございます。そのような対応ができればいいのですが、平成21年度の町の普通財産という扱いになりまして、その財産を運用する中で収支のバランスを見ながら、長い先の計画を立てていくわけですが、今のところそのデータのほうがまだ定まっていないということで、この施設を今後町で耐えられるような施しをして、それで長期間使えば町のためになるのか。それとも、そのお金をかけるコストを考えて長い先を見た場合に、かえって町に負担となるというようなことになる場合の見きわめがまだできておりません。それですので、このデータを蓄積しながら、先々を見据えていければと考えております。

また、飲料水ということでございまして、そこから排水をしたときに、横瀬川をかなり汚しているのではないかとございまして、いろんなイベントで使っていただくのは、やっぱりトイレが一番多いです。水の使用というのは、飲み水に使ったり、先ほど申し上げましたように雑巾をゆすいだり、そういうようなことに限られておりますので、その排水が環境に害になるということはほぼないのではないかと考えております。

また、浄化槽が現在単独でございまして。これを合併の方式に変えるということも、やはり先ほどの耐震補強等の工事を行うかどうかの判断と重なりますが、そちらもこれからのコスト計算等をしてみて、先々を考えていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 では、再々質問をさせていただきます。

まず、安全上データが定まっていないから、使いながら見るということは非常に危険です。定まっていないのであれば、安全が確かめられるまで立入禁止にして様子を見る、早急にデータを解析する、これが第一の手順です。間違っています。それについてお答えください。

それから、壊れてしまったとき、保険に入っていますか、お金幾ら出しますかというのが答弁漏れですので、再々質問でお答えください。

それから、飲料水、コスプレというのですか、物すごい厚化粧ですね、皆さん。恐らく一般常識の100倍、そのぐらい塗りたくっています。そして、ちょっと色が違うと塗り直します。物すごい神経使っています。物すごい排水出るので。パフで取るのでは取れない。水で洗い流す、やり直す、物すごいやっています。だから、その当日と翌日の排水がどうなっているか聞いたのです。それを確認しないで安全だというよりどころは何ですか、もう一度お伺いします。

それから、お金を年々稼いでいます。これが私の質問のよりどころです。お金稼いでいます。合併浄化槽をつくるのにおおよそあの敷地だと、昔の話ですが、800万円から1,000万円、そのぐらい見ておかないといけないと自分は思っています。ところが、250万円年間稼げています。少しずつでも回していただければ、ちゃんとした設備ができるのではないですか。再々質問とさせていただきます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 それでは、再々質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりで、建物の安全を保証するというのは、これはなくてはならないと考えておりますが、今まだ貸し出しをしております。先ほど最初の答弁で申し上げました、安全でない建物をお貸ししますと。その告知によりまして、使っている側の方々が、万が一の地震が起きた際に、避難行動をとる判断にそれを使っていたとということでございます。そのもし建物が倒壊をした場合の補償につきましては、今資料がございませんので、後ほど調べてお答えをさせていただきたいと思っております。

また、コスプレをする際の化粧に相当な化粧品を使う。それを落とす作業については、私もコスプレイベントのときに芦小を管理する立場でありましたが、水道を使う場所で、そういう落としている姿というのは見ていないのです。私の死角だったところでそれをやっていた可能性もありますが、そういうことで化粧を落とすセットも持っていて、そこで汚水を外に出さないように工夫をしてくれているのだと私は考えておりました。また、これにつきましても調べてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

合併浄化槽にしなければならない。こちらやはり浄化槽の合併化というのは、町が進めなければならない立場でございまして、その進める張本人の町が単独というのも、本当にこれはまずいと思っております。芦ヶ久保小学校の昨年度までの収支を見ますと、入ってくる賃貸料よりも出ていく費用のほうが大きかったです。こちらがことしになって少し黒字になりつつありますので、この先がどう変わっていくかということを見させていただいて、今後の対応を考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 答弁書には入っていませんでしたが、補足したほうが良いと思っておりますので、補足をさせていただきます。

まず、芦ヶ久保小学校の今の形は、恐らく最終形ではないのだろうなというふうに思います。収益というのはあるのですが、とにかく議員ご指摘の安全性と環境面というのは、それとはリンクしない重要なことかなというふうに思っています。安全性に関して言うと、芦ヶ久保小学校は崖のところは県のほうが少し動き出してくれています。しかし、建物はまだ耐震性が確保されていません。なので、我々はそういう建物ですということを告知して、それを前提として自己責任で借りていただいているというところで。なので、災害ってどんな建物でも可能性があるのだと思うのですが、その中で安全性ができるだけ確保できるように、そして町に、これは表現が難しいですね。町に法的なオブリゲーションがある形は避けていくというところは、すごく大切なことというふうに思います。

それと、あと環境面のところで、コスプレの環境負荷というのは、改めて調査をしたいと思っております。現状、では水質調査ができていないかということ、これはできていないと思っております。あと合併浄化槽のほうも、合併浄化槽への切りかえは検討してまいりたいというふうに思っております。

○小泉初男議長 以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。



◎延会の宣告

○小泉初男議長　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会　午後　４時１６分

平成29年第5回横瀬町議会定例会 第4日

平成29年12月11日（月曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第 1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願書の上程、説明、質疑、委員会付託

1、発議第 3号 横瀬町手話言語条例の上程、説明、質疑、委員会付託

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記
------	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。



◎答弁の補足

○小泉初男議長 ここで、1日目に6番、新井鼓次郎議員に対する質疑の答弁漏れがございましたので、答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 議長の許可をいただきましたので、本定例会初日にいただいた6番、新井議員の再々質問に対する答弁漏れがありましたので、お答えを申し上げます。

まず、1点目といたしまして、施設の倒壊等により利用者が負傷したり死亡した場合に備えた保険に加入していますかとのご質問でございました。当町では、全国町村会が運営する総合賠償補償保険に加入しております。万一の場合には、1人当たり1億5,000万円を上限といたしまして保険金がおりにっております。

次に、2点目といたしまして、コスプレイベント後の化粧落としが環境に悪影響を及ぼしていないかとのご質問でございました。各地で開催されておりますコスプレイベントでは、メイク落としの水を洗い場等で流すことを禁止しておるところが多いということでございます。その関係でコスプレを終えた後、化粧落としには、拭き取りで行って顔をきれいにするというのが一般化している様子でございます。そのような状況ですが、施設の貸し出しの禁止事項といたしまして、化粧落としに水道を使わないという対応を今後盛り込みたいと考えております。

また、ご質問の中で9月30日のコスプレイベントに町職員がかかわったのではというお話がございました。事実確認をしてみたところ、当日は旧芦ヶ久保小学校においてよこらば採用事業の360度カメラという事業を実施しておりました。よこらば採用事業を実際に現場で利用していただくためのものでございまして、タイミング的にこのコスプレイベントが適していたということが、このイベントにあわせた理由でございまして、このよこらば採用事業に1名の町職員が協力しておりました。そのほか、施設の管理としてもう1名かかわっております。誤解を招いたようでございますが、コスプレイベントに町職員がかかわっ

たという事実はなかったと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 新井議員、大丈夫ですか。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

8日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党の浅見裕彦です。きょうも多くの傍聴者の方が見えていただきまして、大変ありがとうございます。より議会もみんなで行っているところを見ていただきながら、お互い緊張感を持って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問通告に沿って質問します。

質問に入る前に、きのう行われた第38回の横瀬町駅伝競走大会は、参加チームが73チーム、好天に恵まれ新記録も多く生まれました。教育委員会を初め、町職員も役員として支えるとともに、みずからも参加して大会を盛り上げてきました。大変お疲れさまでした。また、このような町を盛り上げる行事に多くの町民の方が参加していただいています。敬意を表するものであります。

もう一つ、10月に総選挙が行われ、安倍自公政権のもと、憲法改正に走る勢力が3分の2を超えました。今、改憲への動きが急速に高まっています。私は、戦後70年以上にわたって日本が海外で戦争してこなかった大きな力は、憲法9条の存在と、市民の粘り強い運動と考えます。私は、「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」に全力で取り組むことを表明するものであります。

それでは、質問に入ります。初めに、子育て支援の充実策についてです。子育て世代が安心して子供を育てていくことへの町の支援は大事であると考えます。また、そのことによって、横瀬に住みたいと考える環境づくりもあると思ひます。今回、小学校、中学校の義務教育における父母負担がどの程度あり、支援できる施策の充実を求めるものであります。この問題については、1日目の議会で阿左美健司議員よりも充実を求めていました。憲法26条は、義務教育の無償化を定めています。憲法解釈では授業料が無償、法律により教科書が無償となっている現状があります。生活が厳しい家庭に対しては就学援助という制度があり、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、それから校外活動費、修学旅行費、給食費、そして医療費に対するの援助費が支給されています。実際に小学校1年生から中学3年生まで、学年ごとにどの程度費用がかかるのかを費目ごとに示してください。そして、その中での要保護・準用保護の割合はどの程度かをあわせて示してください。全体的な割合につきましては、阿左美議員への答弁で聞いていますので、詳細についてであります。

(2) としまして、私はだんだん広がりつつある子育て支援で、思い切って横瀬町でも給食費及び学校副教材費については無償とすべきと考えますが、町のこのことへの進め方、考え方を示してください。

次に、2番としまして、住宅リフォーム補助事業の利用促進についてであります。横瀬町は2010年、平成22年3月31日、告示32号で住宅リフォーム補助事業実施要綱を定め、4月1日から施行してきました。その目的は、住宅環境改善を促進するとともに、住宅関連業種の振興及び町民生活向上を図ることとあります。町のホームページでも、居住環境の向上と町内の住宅関連産業を中心とした地域経済を促進するため、町内業者等を利用して、住宅の修繕補修を行うことの20万円以上のものに対して、その要した費用の10%、上限10万円を補助するものです。これらの事業は横瀬広報にも掲載され、また「よこぜぐらし」でも、横瀬町へ移住するとどのくらいお得にも宣伝されています。しかし、毎年の予算に計上されているものの、利用状況は芳しくないと感じています。

そこで、3月の予算の審議の際にも質問しましたが、議論がわかりやすいように再度聞くものであります。利用実態の変遷、件数と金額についてどのような状況かを示してください。

次に、利用が停滞していることの原因、障害となっている理由をどのように捉え、今後利用促進となる手だてをどのようにしようとしているかを示してください。3月の回答では、要綱の見直し作業を始めたという回答がありました。どの程度進んでいるかを示してください。

3といたしまして、国民健康保険の広域化に伴う町の対応についてであります。11月30日、埼玉県国保運営協議会が開かれました。来年、2018年4月国民健康保険が県単位の広域化に向け、作業が進んでいます。この中で、国民健康保険料1人当たりの市町村ごとのシミュレーション等が示されています。住民が安心して医療にかかるためには、保険料の引き上げはすべきでないと考えます。町はどのように対応しているのかを示してください。

4といたしまして、太陽光発電の現状と課題についてであります。横瀬町では、芦ヶ久保の氷柱箇所から見える山肌が崩落しているように見えるメガソーラー、また寺坂棚田の上に見える巨大なメガソーラーの2つを初めとして、電気事業者による太陽光発電設備が設置されています。現在、町が把握している設置状況を、住宅関連とその他に分けて示してください。私は、環境に配慮し、観光としてのまちづくりを考慮するならば、規制措置をとるべきであると考えます。この問題について、2016年3月議会で阿左美健司議員、それから大野伸恵議員もして、要領を定めるべきではと提言されています。ことし10月には、小鹿野町で埋め立てた土地の上に太陽光発電設備があり、台風による大雨の影響でこの土地が崩れ、近くの川をせきとめて、住宅被害が出た事例もあります。町の姿勢、どのように進めていくのかを示してください。

最後の点であります。一般質問での回答への進捗状況についてであります。これは、今回の議会の中で大野議員からも質問されていました。私は、具体的に検討しますあるいは鋭意努力しますと答えた具体的事例についての報告を求めるものであります。

1としまして、2015年9月議会、工事の適正な執行についての中で、電子入札の導入計画はありますかと聞いたのに対して、検討していきますという形がありました。この進捗状況がどうなっているかについてであります。

2つ目は、2016年12月、子ども子育て事業の放課後対策事業の拡充についてであります。学童保育と連携し、利用のニーズに応えられるように努めるとありましたが、進捗状況がどうなっているかについてであります。

それから、3番目の2017年6月、役場庁舎の混雑緩和について、現在どのように対応しているかについてのの中身であります。

もう一点、6月議会でありました町内掲示板、ごみ収集箇所等についての自然環境、景観を損ねていないかの観点から、掲示板の修繕を町費で、またごみ収集箇所の統一化、補助金を出すのか、その後の進行状況を示していただきたいと思えます。

以上で壇上からの質問を終わります。一步踏み出した回答を期待します。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、子育て支援の充実についてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 5番、浅見議員さんの質問に答弁させていただきます。

質問事項1、要旨明細(1)と(2)でございます。小学校1年から中学校3年までの学年ごとにどの程度費用がかかるかというご質問でございますが、平成29年度において、横瀬小学校、中学校において保護者から徴収予定の金額でございますが、小学1年生は教材費として4,246円、校外活動費として370円、給食費として4万3,960円、合計4万8,576円。2年生です。教材費5,996円、校外活動費1,100円、給食費4万5,600円、合計5万2,696円。3年生、教材費7,226円、校外活動費3,192円、給食費4万5,600円、合計5万6,018円。4年生、教材費7,696円、校外活動費2,941円、給食費4万5,600円、合計5万6,237円。5年生、教材費7,816円、校外活動費6,763円、給食費4万5,600円、合計6万179円。6年生、教材費8,116円、修学旅行費1万8,573円、給食費4万5,600円、合計7万2,289円。

中学1年生、教材費2万5,739円、校外活動費3,319円、給食費5万2,800円、合計8万1,858円。中学2年生、教材費1万5,775円、校外活動費6,792円、給食費5万2,800円、合計7万5,367円。中学3年生、教材費1万5,958円、修学旅行費6万6,000円、給食費5万800円、合計13万2,038円となっております。

また、要保護・準要保護の割合がどの程度とのご質問でございますが、5月1日現在での割合で申し上げます。小学1年生61名中、要保護ゼロ、準要保護4人、割合で準要保護につきましては6.6%。2年生59名中、要保護ゼロ、準要保護10人、割合で準要保護16.9%。3年生71名中、要保護ゼロ、準要保護7人、準要保護の割合ですが、9.9%。4年生75名、要保護ゼロ、準要保護8名、準要保護の割合で10.7%。5年生59名中、要保護1名、準要保護7名、割合で要保護1.7%、準要保護11.9%。6年生90名中、要保護1名、準要保護8名、割合で要保護1.1%、準要保護8.9%。小学校全体415名中、要保護2名、準要保護44名、割合で要保護0.5%、準要保護10.6%。

続きまして、中学生、中学1年生65名中、要保護ゼロ、準要保護10名、準要保護の割合15.4%。中学2年生78名中、要保護2名、準要保護8名、要保護割合で2.6%、準要保護で10.3%。中学3年生86名中、要保護ゼロ、準要保護5名、準要保護の割合5.8%。中学校全体229名中、要保護2名、準要保護23名、割合で要保護0.9%、準要保護10.0%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

失礼しました。要旨明細(2)のほうで答弁いたします。現在、横瀬町の学校給食費は、小学校月額3,800円、中学校月額4,400円を徴収しております。また、義務教育課程の小中学校に在籍する2人目以降の児童生徒のいる保護者に対し、2人目以降の児童生徒分の学校給食費の助成を行い保護者の経済的負担

の軽減を図っております。昨年度の実績としまして、小学校分として188名、825万3,286円、中学校分として15名、76万640円を助成してございます。

来年度、給食費、教材費を無料とする場合、来年度の児童生徒見込み数で計算しますと、給食費で約3,000万円、教材費で今年度の予定額を来年度の見込み児童生徒数で計算しますと約720万円となります。町では、子育てしている家庭の負担軽減をするため、各種事業を進めています。今後、財政当局とも相談し、どのような支援ができるのか検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございます。

横瀬町の状況ということで、この前の阿左美健司議員からもありました要保護・準要保護、これが大分ふえてきている状況ということでもあります。なかなか子育てに係る経費というのはかかって、小学生、中学生それぞれあるところでありますが、毎月の負担額という点があると思います。私は、横瀬町もよくやっているというふうな点で、学校給食関係の調査報告というのがありまして、埼玉県では学校給食の無償化あるいは補助自治体ということで9件あります。第2子以降、第3子以降、全体を無料化しているのが小鹿野町と滑川町という2つの町村があります。こういうところで子供たちのより勉学状況をよくしていくということでの、今かかる費用等も教育次長のほうから示していただきました。給食費というと3,000万円、教材費720万円、いろいろ親御さんのかかる費用というのがあったりするのですが、全部足しても町でどう考えるかということだと思えます。

小鹿野町の小中学校義務教育支援事業費補助金交付要綱というのがあります。この中で小鹿野町は、対象経費というのでは、児童生徒に係る教材費が教育委員会が定める範囲内のものに限るのが全額、児童生徒に係る学校給食費の全額と、こういうことが規定されているところであります。義務教育の無償化等については、いろいろ論議があるところだと思いますが、こういう教科書、授業料をもうちょっと進めてもいいのではないかとということでの教材費等の関係があります。

今、それぞれの学年においてとっている点、どんな点かということ、小学生等については多く国語のテストだとかドリルだとか、こういう点だと思います。中学生についてはさまざまな点で出るので。学年費の集金というのが、いっぱいいろんな点にわたっていると思います。例えば家庭科の中学1年だというと、これは実習費ですか、1,300円だとか、技術のパイン集成材費が2,050円、美術のターナープライムセットが12色2,800円、これら全部足していったりすると、先ほど言われたような額になると思います。こういうので、もう一步踏み込んだ形での学校教材費の無償化と、それから実態との関係についてどのように考えて今後進めていく。今、教育次長のほうは、どのような支援ができるか検討していきたいということでしたが、そこら辺についての町としてどうに考えるか。さらに進めることができるかどうかについて、もう一度答弁を求めたいので、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 再質問に答弁させていただきます。

現在、秩父郡市内の他市町の状況でございますが、秩父市、皆野町、長瀬町におきましては、教材費の助成というものは行ってございません。議員さんのおっしゃるとおり、小鹿野町においては無償ということでやっております。また、給食費につきましても、秩父市さんあたりですと定額、月幾らという形。また、皆野町さんでは、幼稚園、小学校、中学校で3人在籍している場合、一番上のお子さんの分を免除。また、長瀬町ですと、秩父市と同じような形で小学校で月1,200円、中学校で1,500円を補助するという形でございます。小鹿野町さんにつきましては、無償という形でやっております。秩父郡市の他の状況あるいはこれからの子育て支援について、町の財政状況と、また先ほどの繰り返しになりますが、よく検討させていただきますというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、最後、町長に伺います。

町長はよくばらまきでなくて、物事のバランスを考えながらという答弁をされていると思います。今のことについて、教育委員会のほうからこういう答弁いただきましたが、給食費あるいは学校教材費等について、町の予算の状況等を見ながらということもありますので、責任者としてどう考えるかについて答弁をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えします。

子育て支援というのは、優先度の高い行政課題と認識をしています。なので、常にもっと踏み込めないかあるいはもう一步踏み込みたいという思いは持っています。その思いは、恐らく浅見議員と私は共通しているものだなというふうに、今のお話を聞いて感じています。その中で1つ、まず子育て支援の中でもとりわけいわゆるセーフティーネットという部分、ここはより重要度が高いかなというふうに思っています。金曜日の阿左美議員のご質問でもあったように、今横瀬町は準要保護の世帯が多くて、ここに対する手当てが十分かどうかというのは常に検証して、よりよい形に持っていきたいというふうに思っています。

それと、もう一つは、ポイントとしては財政という部分とのバランスであります。やっぱり踏み込んでやるのであれば、その効果が踏み込んだ負担以上にならないということなのだろうと思います。そういう意味では、ばらまきにならないようにという考え方はとても大切で、ばらまきというのはそのときはよくても、結局当の子供たちの将来負担に結びついてしまうということなので、できるだけ財政的な裏づけを考慮しながら、これからもできるだけ前向きに検討していきたいと考えています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、住宅リフォーム補助事業の利用促進についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 浅見議員の質問事項2、住宅リフォーム補助事業の利用促進について答弁いたします。

まず、要旨明細（1）、住宅リフォームの利用状況についてです。平成22年度からこの事業は始まっておりませんが、平成22年度が5件で補助額42万8,000円、平成23年度も同じく5件で補助額47万9,000円、平成24年度が6件で補助額60万円、平成25年度が5件で補助額45万3,000円、平成26年度が4件で補助額40万円、平成27年度が3件で補助額23万7,000円、平成28年度が1件で補助額10万円です。なお、今年度につきましては、現在5件の申請があり、4件、40万円の補助金を交付しております。

続きまして、要旨明細（2）、利用促進の障害となっていることの原因をどのように捉え、今後促進となる手だてをどのようにしようとしているかについて答弁いたします。まず、浅見議員の質問にもありましたけれども、これからもより一層町民に対して、こんなときにはこんな補助金がありますといった周知を積極的に行うことは、とても重要と考えております。町民の方がリフォームが終わってから、何だ、そんな補助金があったのかと気づいて、結果的に補助金を受けることができなかったということは避けなければならないと思います。もちろん、現在も補助金の周知を行っておりますけれども、今後さらに力を入れていきたいと考えております。

次に、これが障害と呼べるか難しいところですが、やはりリフォームには費用がかかるといった現実もあるように思われます。平成22年度から今日までの申請34件の平均リフォーム額は、1件当たり約187万円になります。これだけの費用がかかるとなると、どうしてもリフォームをためらう家庭もいらっしゃるのではないかと思います。横瀬町における1年間のリフォーム件数は把握しておりませんが、実際はそれほど多くはないのかなと推察いたしますし、逆に実際のリフォーム件数が多いのに、申請がこの件数だったということになると、先ほど申し上げましたけれども、制度の周知に問題があったということになります。

浅見議員の質問にもありましたけれども、本年3月議会におきまして、このリフォーム補助金につきましてのご質問に対して、前建設課長も答弁しておりますが、今年度建設課内で要綱の見直しを行い、現在素案ができ上がっているところでございます。町内中小企業育成の部分、また町外業者の取り扱い、補助金額などにつきまして、町民の方が利用しやすく、魅力ある補助金を目指して検討しているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

町はホームページでもリフォーム補助事業あるいは広報でも住宅リフォーム補助制度のご案内、それから「よこぜぐらし」ということでいろいろ発信はしていると思うのです。それに対して利用が、ことは5件ということでありました。そもそも論として、この住宅リフォーム補助制度というのはどういうのかというと、町内の業者が、発注することによってその工事を受けることができる。10%だから、逆算していけば、その工事全体が見えるのですが、ここに一つのこれは埼玉土建さんからいただいた資料なのですが、2015年度実績調査ということでいきますと、秩父市はこれで件数として99件あったと。では、そこに

予算として1,200万円の予算を使って、使ったお金が1,036万円。波及の総工事費はというと、1億6,400万円を超えるという形なのです。

小鹿野町は、これは定率で5万円、10万円となっていますが、1,000万円の予算を組んでいて728万円、執行額はというと、これは総工事費は9,500万円というふうな形であります。工事件数79件。皆野町は、これは定率で4万円が上限なのですが、39件あって、町の予算執行は156万円、工事は3,596万円と、こういう数字が出てきているところでもあります。ぜひ、やれる点での周知だというふうに思います。

それで、今見直しをということで図っているということで、私も建設業者のほうへ行って聞いてきたところ、どこが問題なのだという点を言ったら、横瀬町の要綱の中で定めているので、補助金の交付の対象となる建築物、これはただし書きがあって、昭和56年5月30日以前に着工されたもので、耐震診断の結果が耐震性不十分と診断されたものについては、耐震改修を同時に行う場合を対象とするというのが入っているのです。ここだというと、そうしたら改修したらもっとかからない。それはいろんな考え方があると思いますが、それだったらもらわないでやったほうがいいかなという点もあるだろうし、こういう点で小鹿野町の例えば住宅リフォームの助成実施要綱あるいは皆野町のを見ても、この項目は入っていないのです。だから、より使いやすくやったらどうかという点で、要綱の見直しについての今の耐震性の問題。

それから、もう一点は手続の関係なのです。いいではないか、補助金出すのだから、手続自分でやれよというのがなかなかなくて、業者に頼んだりすると。あと、業者に頼むと、行ってその人が1日かけたりすると、お金が大体かかってしまうというのだよね。そういうことを検討しながら進めていったらどうかと思いますので、見直しについての今の耐震性の問題あるいはこの申請のあり方等についての、もうちょっと簡略化というのができればと思いますが、そこら辺についてどう考えるかをもう一度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 浅見議員の再質問に答弁いたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、制度の見直しにつきまして、要綱等現在見直しを行っておるところなのですが、浅見議員がおっしゃいました耐震診断と耐震改修の連動につきましても見直しておるところでございます。また、補助申請の手続の簡素化につきましても、これは大事な部分だと思いますので、見直し、ほかにも補助対象者、補助対象建築物、先ほど申し上げました事業者、町内業者、町外業者につきましてもあらゆる角度から検討して、町民が利用しやすい制度ということで見直しをしているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

ご質問いただいた住宅リフォーム補助事業以外にも、議員ご指摘のような事情を抱えている関連する分

野の補助事業も、もしかしたらあるのかなという認識で現在おります。今、課長のほうからお答えしたとおり、この住宅リフォーム補助事業については、いろんな角度から柔軟に見直していきたいということで、現在議論を始めたところでございます。また、関連するといえますか、分野が関連してきそうな補助事業、例えば住宅用の太陽光発電システムとか家庭用LED等々ございますけれども、そういったものも含めて、いま一度事業目的の再確認、それから必要に応じて再設定を検討いたしまして、その目的に合った事業内容の変更あるいは必要に応じて、課をまたいだ再編等について考えたいというふうに現在考えております。議論のほうはこれからということになりますが、必要に応じて私が間に入るなどして、課をまたいだこういった見直しについては取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、国民健康保険の広域化に伴う町の対応についてに対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 質問事項3について答弁させていただきます。

11月末日に秋の試算結果が公表されました。この試算には、新制度の施行準備として、平成30年度国民健康保険特別会計当初予算編成の基礎の一つとなる、仮係数に基づいた納付金と標準保険税率が示されております。現在、この納付金と標準保険税率をもとに、保険税率などを検討、調整して予算案を編成しておるところでございます。

浅見議員が危惧されていらっしゃいます新制度に当たっての保険税の引き上げについてでございますが、町では制度改正に伴う被保険者の急激な負担増は、可能な限り避けることが望ましいとの考えのもと、どのように賦課していくか慎重に検討しております。また、法定外の一般会計繰り入れにつきましても、保険税率等と密接な関係があることから、安定的な財政運営が行えるよう調整しておるところでございます。つきましては、現行の保険税の状況をしっかり検証するとともに、財政への影響や近隣の市、町の状況などを総合的に勘案しながら、被保険者への影響を丁寧に見きわめ、皆さんが安心して医療を受けられるように、新制度への円滑な移行に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございます。

今、さまざまな資料等が出てきていて、膨大な資料をどう読み解くかという点だと思います。なかなか国のほうあるいは県のほうから方針が決まらず、それから国の今回の持続可能な国民健康保険を発展させるためにということで、3,400億円のお金を各自治体に配っていくという点も示されているところであります。実際に埼玉県においても赤字経営となっているというふうな中身の中で、埼玉県全体で見ますと、法定外繰り入れが全体で、これは2015年、平成27年度の数字だと思いますが、各自治体の合計は375億2,900万円というふうな形で取り入れられています。医療費分と、それから介護、後期分ということでの

収入とかとなると、今の現実的な実態としては、医療費分についてはプラスになっている。だけれども、介護分、後期高齢者分をいくとマイナスになってしまうというのが、今の保険制度の中身だというふうな認識があります。

今回の国の補助金というか、移行するに当たってどういうふうに配分するかが、まだ明確になっていないところだと思います。法定外繰り入れを赤字として見ながら、この赤字を解消していくのを、自治体に計画を立てて進めていくとの方針も示されているところでもあります。これが納付金と、それから繰り入れと保険料との関係が、そこがどう見ていくかが分かれ目だというふうに思います。試算等によって見ますと、今の中身だと、横瀬町としてそんなに変化がない状況だというふうに思います。今後の保険料の徴収の仕方、2方式あるいは4方式、どうするのかは、国保運営協議会に委ねながら多くの意見を聞きながら進めていくところだと思います。

ただ、進め方として、国民健康保険は社会保障の一環であるということ。それから、横瀬町を含めてありますが、滞納のないようにということでは、現年度分を含めると95%、実際の徴収率は75というのは、滞納分が入った上での形になっているので、そこら辺をどう高めていくかも必要なことだとは思いますが、払えない人がいるのも、かなり低所得者のところで多い水準だと思います。持続可能な、なおかつ町民も安心して暮らしていけるところ、それから今課長が言いましたような、住民が安心して医療にかかれるための保険料等含めてどうするかという点であります。町の今の財政の基金の中では、国保料の積立金が今5,000万円あります。こういう点を使いながら、過渡期というのですか、ちょうどまく制度に乗っていくときにどうするか。町の財政、今まで来たのは、法定外繰り入れは単なる赤字解消ではなくて、制度あるいは町の考え方としての点もあったというふうに思います。そこら辺を踏まえながら、今後安心していけるようにということで、町長のほうからぜひ、前も何回か答弁いただいています。激変を避けながらということではありますが、来年度、ぜひこういう基金あるいは町の財政を踏まえて、値上げしないでいくということを明言していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからお答えします。

国保のところはなかなか財政的な部分で難しい点が非常に多うございます。ですので、この先そのバランスをどうとっていくかというのは、大変大きな課題だろうというふうに認識しています。理想論としては、一般会計の繰り入れは、それはないのが理想。しかし、急になくすわけにもいかないというところなんです。なので、ことし大きく制度が変わる節目になるわけですがけれども、私としてはまず考えなければいけないのは、やはり激変を緩和するという部分です。これは、特に新制度になったときに幾つかのモデルケースを置いて、それぞれの層で激変がないように配慮して進めたいというふうに思っています。それと全体のバランス。それから、そうはいつでも、最終的には財政的にバランスをとっていくというところを目指して進めていかなければいけませんので、その辺慎重に考慮しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 質問ではなく、最後は要望にしておきます。

ぜひこういう点での制度上の問題があつて安定的な赤字をなくすときに、国がそこを保障していくということであるならば、そのお金が回ってくる必要があると思います。そもそも論の原因は、国がだんだん、だんだん国保に対する補助金を減らしてきたのが大きな原因だと思います。ぜひ国に対する要望等を含めながら、住民が安心して医療にかかれるあるいは安心して暮らせるように、そういう点に努めていただきたいと思いますという要望で、私のこの質問をおしまいにします。

○小泉初男議長 よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 以上で質問3を終了いたします。

次に、質問4、太陽光発電の現状と課題についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 浅見議員の質問事項4、要旨明細(1)のうち、建設課が担当しております住宅関連の設置状況につきまして、補助金支出の件数ということで答弁いたします。

平成16年から平成29年までで合計231件でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、振興課のほうにおきまして把握しております太陽光発電設備について答弁させていただきます。

振興課で把握しております太陽光発電設備は3種類のものがあります。1つ目は、大規模発電設備で、芦ヶ久保、川地地内にあるものと、それから寺坂の棚田の先にあります丸山林道沿いのものの2カ所でございます。それから、2つ目は、これは出力が50キロワット以下で、農地を転用して個人で設置したものが6カ所ございます。3つ目は、事業所用として町の補助を利用して設置されたものが5カ所ございます。いずれも平成24年度以降に設置されたものでございます。

浅見議員のご指摘のとおり、特に野立ての大規模な太陽光発電設備については、景観の悪化や災害を誘発するなどの事例が発生しておりまして、全国的にその対応が叫ばれております。これまでは太陽光発電設備を規制の対象とした法令等がなく、森林法の開発や自然公園法の届け出、農地転用許可や山林の伐採届などによって発電設備の設置計画を把握するという状況でございまして、町としても事前に計画を把握し、事業者と協議するための要綱の必要性を感じて準備をしておりました。このたび、横瀬町太陽光発電施設の設置に関する要綱ということで、12月1日付で設置をいたしました。これについて、広報の1月号と、それから町のホームページで周知した上で、2月1日以降に着工する事業から適用するというところで準備を進めております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、大規模で2カ所、それから農地転用で50キロワット、それから事業所用ということの説明がありました。

まず、寺坂棚田の太陽光についてであります。芦ヶ久保については、私も住民説明会があって、2回ほどあったので聞きに行ったところなのですが、寺坂棚田はどうであったのかということで住民の方に聞きに行ったところ、住民説明もなかったなど。それから、今どのような問題になって、事業者と住民とが直接ではなくて、町が窓口になって住民要望に対して、不安とかに対してどう応えていくかという、そのシステムについて何うものであります。

寺坂については、水がいっぱい出るといって、あそここの出る水は曾沢川に流しますといっているので進めている点があると思います。その進捗状況がどうなっているのかというような点で1つ。

それから、あそここの今寺坂棚田のところはちょうど堀があったそうなのです。その堀を埋め立ててやってしまったので、あそこは大水が出たとき心配だなという点があるので、そこら辺がどうだろうかという、2つ目。

それから、3つ目は、今あそここのところを通ってみると、側溝のところは茶色く濁っているのです。色ががついているのです。その色ががついているのが何なのだろう。今まで水が出てもああいうことはなかったので、色の原因は何なのだろうなというのがあるそうなのです。こういう点を見て、町が業者に対してあるいは住民に対して窓口となって、不安を解消していくことが必要なのではないかというふうに考えますので、そのシステムをこうやっているとかというのがあれば、説明していただければと思います。

それから、もう一点、びっくりしたのが、広告にこういうのが入ってきたのです。固定買い取り制度継続中、遊休地を探していますといっているので、これは日本クリーンエナジーがやって、みんな農振地域でも大丈夫ですよ。遊休農地を活用しましょう。除草はシートを敷設して草取りの手間要らずです。日当たりがよくて150坪以上、郊外にあってなかなか利用用途が見つからないとか、固定資産ばかりで毎年雑草の手入れが大変であると。こういう人たちに、やりますよというのが広告として入っていたのを見たときに、これだということ、みんな耕作放棄ではないけれども、草取り面倒くさいなど。では、やってくれるのだなということで、先ほど農地の転用とかの関係を含めて、こういうような情報についてどう捉えているかについての答弁をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 ただいまのご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、寺坂の太陽光発電ですけれども、これは事業主、施工、ともに東京都港区に本社がある会社で行っております。平成27年10月に伐採届が出されまして、11月に自然公園法による土地の形状変更届が提出されたことで、事業計画を把握しております。その後、町と農林振興センターと協力しながら、雨水排水計画やのり面の保護、それから近隣住民等への説明等指導してまいりました。特に雨水の排水につきましては、丸山林道を横断して曾沢川に排水するような排水計画に変更するように指導して進めておりました。

そんな中、平成28年8月30日に台風10号による大雨で、事業地から出た土砂が林道を横断して棚田まで

入るといような被害が生じてしまいました。町としては、早急に排水工事を進めるように要請をしましたが、水路に流すという計画でございましたが、水路の境界確認で一部が不調となりまして、しばらく頓挫してしまいました。その後、今年度に入り水路の排水の計画の一部を変更するような形で、県土整備事務所、それから農林振興センターとの調整が11月までに済んでいるということでございまして、12月中、今月中には正式に申請書類を提出する予定であるというふうに業者のほうから報告を受けております。

それから、茶色の濁りの原因なのですけれども、私どものほうでも何で茶色く濁っているのだろうかというふうに、濁りの場所をずっとたどってみたりとかしてみたのですけれども、これは恐らくなのですが、あの辺の湧き水というか、太陽光の施設をやるに当たって土地の形状変更しております。削って太陽光発電設備を設置した関係で、あの辺からよく出ているいわゆる湧き水、ちょっと硫黄のにおいがするような感じなのですけれども、昔から出ている湧き水がそこから出て、側溝のほうに入っているのではないかというふうに、こちらとしては想像しております。

それから、遊休地の活用についてなのですけれども、この辺につきましては、一方では自然光を活用した自然エネルギーの活用ということで進めている部分もあります。そんな中で、そういった部分を活用しながら発電をというのも、一部にはそういう事業もあるのですけれども、それが農用地等の遊休地となりますと、やはり農用地の活用という面からも支障が出るということがありますので、町のほうとしても、できるだけ農用地は農用地として有効に活用していただくような方向で考えておるところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、12月1日に新しく横瀬町が要綱を定めたということで、まだ私も見ていなかったところであります。太陽光に関しては、皆野町がガイドラインあるいは小鹿野町もガイドライン等示しているところであります。なるべく規制がかけられるようにということでは、小鹿野町だというと、土砂の土地の埋め立て等の規制に関する条例であるとか、あるいは文化財の保護条例あるいは小鹿野町準用河川管理条例とか、こういう点を法律でいってしまうとかからないところがあったりすると思うので、条例でかかるところ、なるべくひっかかりを多くして、町が関与しながら無原則にならないように、そういう点でまたできたものをより強化していくとか強めていく、そういう形で進めていただきたいと思います。いいです。

○小泉初男議長 これではよろしいのですか。

以上で質問4を終了いたします。

次に、質問5、一般質問での回答の進捗状況についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 質問事項5、一般質問での回答の進捗状況につきまして、ご質問のうちから、私のほうからは電子入札の導入計画と掲示板の補修につきましてお答え申し上げます。

まず、電子入札の導入の進捗についてでございますが、平成27年9月定例会でのご質問に対して、町が埼玉県電子入札共同システムに登録し、そのサービスの一部を利用している状況と、電子入札導入に関する

る情報収集を行って、その対応を考えたい旨の答弁をさせていただきました。その後、情報収集を進め、電子入札の導入に向けた準備をしているところでございますが、昨年電子入札システムを取り巻くネットワーク環境に大きな変化がございました。電子入札を執行する際、埼玉県電子入札共同システムのサーバーでは、民間事業者とインターネット回線を介してのデータ送信、一方市町村とはL G W A Nと呼ばれる地方公共団体間の行政専用ネットワークで、データの送受信を行っております。従前は両回線が結ばれていたため、電子入札の執行等に支障がなかったわけですが、昨年から情報セキュリティが大幅に強化されまして、それに伴いまして、各行政機関ではL G W A N回線とインターネット回線の分離を国から求められ、当町におきましても、ことしの2月に両回線の分離を行っております。

そのため、現時点において、当町のネットワーク環境では、電子入札を執行することができないものでございます。実際のところ、ネットワーク環境に手を加えて電子入札を可能な状態にしている市や町があることは承知しておりますが、そうすることによるセキュリティの脆弱化の問題、そして現在2つの回線を使用した電子入札システムの方式が、今後も長期間変わらずに継続していくものかどうか、その辺を見きわめることが困難な状況でございます。当町としましては、拙速に導入に踏み切るのではなく、国や県の動向等を確認しながら、導入すべき時期を見きわめてまいりたいと考えております。

続きまして、掲示板についてでございます。本年6月定例会において、老朽化した掲示板への町の対応ということでご質問をいただき、宝くじ助成金での支援の可能性を答弁させていただきました。その後の進捗状況ですが、町としてできる対応を改めて考え、6月に答弁させていただいた宝くじ助成事業での対応を進めております。宝くじ助成事業を行っている一般財団法人自治総合センターと町内各行政区の組織であります区長会との間に町が入り、地域コミュニティー活動の支援として、掲示板設置事業費を助成していただくということを考えております。そのため、本年8月1日付で、区長全員に掲示板設置の意向調査を行っております。

また、9月29日に開かれました区長会臨時総会の席に出席を許され、私から掲示板設置についての説明をさせていただきました。この意向調査では、当初、来年度の宝くじ助成事業を目指しておりましたが、この動きと並行して平成30年度の助成事業の募集もしておりましたので、結果として平成30年度の宝くじ助成事業については、掲示板設置とは別の事業を採用することといたしました。これによりまして、掲示板の設置に関しては、平成31年度の宝くじ助成事業での採択を目指して今進めております。区長会臨時総会の席でもそのように説明をさせていただきまして、今年度行った意向調査から試算したところ、助成金額の上限額をどうも超過しているという可能性もありますので、来年度中にもう一度意向調査を行った上で、今後の助成事業につきましては、区長会と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 要らないですか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 では、再質問お願いします。

○5番 浅見裕彦議員 時間があと1分ありませんので。

今、課長のほうからあった電子入札についてであります。ほとんど多くの自治体が行っていないとこ

ろが少ない。ぜひ入札の関係だということ、いろいろな守るべきものもあると思います。入れる方向で進んだほうがいいのではないかとこの点が1点です。

もう一点は、掲示板について町の景観から見たときにどうだろうと。町長も見てみますというふうな回答をいただきましたので、そこら辺についての見解を伺いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 電子入札に関しましては、これからも検討は進めていきたいと考えています。

それから、掲示板もいろいろ区長さん等の情報も集めながら、町としてできることをまたさらに考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

〔議長、副議長と交代〕

○大野伸恵副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございまして、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

引き続き一般質問を行います。

○大野伸恵副議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可します。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆さん、こんにちは。本日は、多くの皆様に傍聴のほうをしていただきまして、まことにありがとうございます。

では、1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、大枠で3つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、23区担当窓口についてです。この質問は5回目となりますけれども、活動実績、運営状態など、現在の状況をお聞かせ願ひします。

また、区との連携を図る上で積極的に行事等にご参加いただいておりますが、行事は土、日、祝日に多

く、休日出勤となることも多いと思われませんが、担当職員の労働環境は守られているのでしょうか。そして、今後の展開をどのように考えていらっしゃるかお聞かせ願います。

次に、2つ目の質問ですが、行政区についてです。現在、当町には、行政区として23の区がありますが、区によっては深刻な人口減少、またご近所づき合いの減少など、地域のつながりの希薄化などにより、区役員の担い手不足、行事等への参加者減少による役員、参加者への負担増、また行事の存続危機などが問題となっております。今後の対策は考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせ願います。

また、お考えであれば、どのようなものかをお聞かせ願います。

最後に、3つ目の質問ですが、横瀬小学校第2校舎の大規模改修についてでございましたが、こちらに関しましては金曜日の一般質問におかれましてご答弁によりまして、私の質問の主でございます建てかえの可能性はまだあるのかという点に関しましては、まだあるということで判断をさせていただきました。そういう中で、こちらに関しましては、一応再質問の予定でございました内容ではあるのですが、この先数十年を見据えたランドデザインを含めての部分、その中で保育所、幼稚園、児童館、小学校、中学校、また高齢者施設などが一体となるものが、私個人としては理想でありました。これに関しましては通告の中には織り込んでおりませんので、回答いただける範囲で結構ですので、こちらを含めてランドデザインを持って今後考えていっていただきたいという点に関しまして、ご答弁いただければありがたいです。

質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○大野伸恵副議長 1番、向井芳文議員の質問1、23区担当窓口についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細(1)、(2)、(3)につきまして答弁をさせていただきます。

まず、23区担当制度の概要でございますが、平成29年4月1日から、原則2年間の任期で14名の職員を任命し、7地区を各地区2名の職員が担当しております。担当職員は、行政区と行政の橋渡しの役割を目的として、区長の要請による会議や行事への出席、毎月の広報などの配布や担当行政区内の情報収集等を行っております。

現在の状況についてのご質問ですが、4月から11月までの各担当者の活動内容について申し述べますと、祭事への参加5件、防災訓練への参加2件、河川清掃への参加3件、会議等への参加1件、それと広報紙の配布を毎月行っております。そのほかに、その他相談等が9月までに45件ほどございました。

次に、休日等職員の労働環境についてのご質問でございますが、平日、夜間の会議等へ出席した場合につきましては、時間外勤務手当で対応することとなっております。休みの日に活動した場合につきましては、その分について平日に休みをとる、いわゆる週休日の振りかえ等で対応しております。

次に、今後の展開をどのように考えているかについてのご質問でございますけれども、この制度は区長会の区長の相談窓口として、行政区と行政の橋渡しの役割の中で地域の情報収集を行うこと及び若手職員の人材育成としての研修的な役割を目的としておりますので、今後も先ほど申し述べました活動を行うとともに、引き続き区長さんを初めとする住民の方々とコミュニケーションを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 再質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

この質問は、私先ほど申し上げましたが、5回目ということで、ちょっとしつこくはなっけてきておりますが、大変大事なことだと思っております。町民の要望がいかにかに町に取り入れられるかということに関しまして、そうなる行政区とのつながりというのは大変重要なものという認識の中で、こちらは研修要素というのがかなり強いのではないかということは、これまでも申し上げさせていただきました。研修要素が強いことには、別に全然問題はないと思います。やはり職員の方が育っていただくことというのが、町の今後のためになるという部分では、そういう考えでおりますので、そちらはそちらでよろしいかと思われませんが、区からの要望を聞き入れる上で、区長の単純な具体的な内容の要望ではなく、23区担当窓口のシステムのあり方などに関する区長の要望というものを聞いていらっしゃるかどうかという質問は、これまでに私もこの席におきましてさせていただいております。

その中で、過去の答弁になるのですけれども、前課長様のときだったのですが、今後そのあたりは区長または住民の要望を取り入れていきたいというご答弁がありました。私の解釈では、議事録にも残っている解釈をもう一回読み直しても、運営に関するというところで私認識しております。その中で区長の要望というものは、この間区長会等でやりとり等あるかと思われませんが、運営に関する要望は聞いているでしょうか。そちらをお願いします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問につきまして答弁をさせていただきます。

区のシステムの要望についてのお話だと思っておりますけれども、システムの要望については、今のところ聞いた記憶は、調べた中ではないような形になっております。ただ、向井議員言うようにシステムの関係も非常に大事なことだと思っておりますので、またこの後2月に区長会等の会議等もありますので、その席上でその辺について、区長さんのほうもことしの4月でかわっておりますので、それも含めて確認をしたりしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 再々質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。

まず、確認になるのですが、今のご答弁の中で区のシステムというふうに聞こえてしまったのですけれども、こちらの運営のシステムでよろしかったのですか。ということで、こちらに関しましては区のほうの意向も聞いていただきまして、今ご答弁いただいたとおりに聞いていただきまして、また聞き入れていただく中でいろんな要望等が出てくると思います。そうすると、なかなか取りまとめも難しい中だと思っておりますが、少しでも多くの住民の方の意見を聞いていただいて反映していただくということで、その点具体的

に先ほどご答弁いただきましたので、よろしくお願ひいたします。こちらはお願いということで、済みません。質問ではないのですが、今ご答弁いただきましたので、次に行っていただければ。

○大野伸恵副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから補足をさせていただきます。

この制度を運用し始めてから大分たってきまして、いい形にはなっていると思っています。本当にこの制度はつくってよかったと思っています。区長さんからの要望というのをいろんな形で寄せられ、私も直接お話を聞く機会が多々あります。割合として多いのは、その担当者の評価が多いです。当初のころは、もっと頑張ってもらいたいが多かったと思うのですが、最近はよくやってくれるという声をよく聞くようになりました。

あとは運営の方法ということでいきますと、どうやって接点を区長さんと担当者で持つのかというところが課題だなという話はされていて、それで広報を届けるということになりました。これは役場の職員がふえるのかとも最初私は思ったのですが、むしろ23区担当者のほうから、区長さんのところに行くきっかけとか理由づけが明確に欲しいという、これは実際にやっている担当者のほうから声が上がって、今は広報を区長さんのところへ届けてもらう。そのときに、月に1回必ず話をすることになりました。これは両者、とても今こういう形になってよかったという声は聞こえてきています。ということなので、この制度は地区と役場を結ぶ大切なパイプで、そのパイプは確実に太くなってきています。コミュニケーションは徐々にとれてきているというふうに認識しています。

これをさらに進化させていく必要があります。そのとき大切なのは、とりもなおさず私は現場だと思えます。区長さんとして、もっとどうしたら機能すると思っていられるか、あるいはもっとどうしてほしいかという区長さんサイドの現場の声。それから、もう一つは担当者サイドとして、もっとどうしたいか、それから負担感はどうか、それから自分の思いとして納得感を持ってやっているかどうかとか、その辺を総合的に勘案しながら、よりよいシステムづくりに努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○大野伸恵副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、行政区についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項2、要旨明細(1)、(2)につきまして答弁をさせていただきます。

行政区は、地域住民の皆さんで構成され、住民相互で協力、連携し、地域づくりの柱となる自立した重要な組織であります。また、地域の課題解決に取り組む際、行政との連絡調整などの役割を担っている組織でもあります。今後、住民の皆様が望む地域づくりを進める上で、地域コミュニティの推進母体となる行政区の役割は、ますます重要性が高まると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のように、今後の人口減少や高齢化によりまして、地域活動が困難な行政区があらわれ、地域活力の低下が懸念をされます。現段階におきましては、行政区の再編等具体的な考えに

ついてございませんけれども、今後は区長会等でお話等があった場合につきましては、議員並びに区長の皆様方と行政区のあり方について、協議、検討を進める必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 再質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。

こちらの問題に関しましては、区からの要望、先ほどの23区担当窓口が続いての区の運営に関する部分にかかわる質問になるのですが、区からの要望というのが出て、初めて動いていく部分というのがある問題なのかなということは思っております。この横瀬町の区の世帯数を見ても、区によってばらつきがございます。こちら芦ヶ久保に関しましては、19区から22までで順番に35、35、25、43世帯なのです。大字横瀬で一番少ない区が47世帯、一番多い区が379となります。大字横瀬の中だけでも8倍、芦ヶ久保も含めるともっと多い差が出てしまいます。現在、こういう世帯数で運営されている区というのは、またすごいなということを心から思います。今現在はどこの区も成り立っておりますので、この現状を維持していくというのが一番最適なことだと思います。また、その現状が維持できるように、役場のほうでも23区担当窓口もその一つだと思いますけれども、バックアップをしていただけて、できる限り行政区というのは、できるのであれば小さい単位であるほうが、いろいろが行き届くのかなと思う部分がございます。

また、その一方で、ある程度区同士の連携もないと、災害等の対策に関しましては、また今度無理が出てくるのかなというところも思います。小さな組織がまとまっていかなければいけない。区の中で言えば、班がございます。その班がまとまって一つの区を形成しているわけですが、その区がまたまとまって町を形成していると。もう一つ段階を途中で挟むのであれば、区が幾つか集まって各地区を形成して、その上でまた横瀬町になっているということの状態でございます。

一応質問といたしましては、今後のバックアップ体制ということで、先ほどご回答いただいた部分が回答にもなりますけれども、もう一度現状を維持していくということを強くバックアップをしていただけたらというか、今後そういうふうな方向で行っていただけたらどうかという部分の確認と。

また、今後どうしても運営ができなくなったときに関しまして、そちらは想定、こういう状況がある場合にはこういうふうにする等の検討が、今役場でされているかどうか。例えば、これはまだ本当に先の検討のことですが、本当に世帯数が少なくなったときには、地区という単位で一つの行政区みたいな扱いにするということもあれではないかと。ただ、そうなりますと、地区においてもばらつきがございます、倍ぐらい違ったりする地区がございますので、そこはまた別な検討が必要にはなるのですが、そういったことを先の想定。もし、どうしても少なくなってしまったときに、こうにしていくという想定を、具体的に示していただかなくても結構ですので、役場内で検討をしているかどうかというところのご回答をいただければと。その2点です。済みません。わかりづらいかもしれませんが、よろしいでしょうか。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、答弁をさせていただきます。

まず初めに、今後のバックアップ体制の関係ですけれども、基本的には議員おっしゃるように行政区が今後も今の形が維持できるように、バックアップをしていきたいというふうに考えております。

それと、できなくなった場合の検討を、役場内で検討しているかということですが、これについては今の段階では検討はしておりません。先ほども申しましたけれども、10年後、20年後を見据えた上で、今後皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。

再々質問は、今の流れの部分とはまたちょっと違う部分になるのですが、具体的に一つだけお聞きさせていただきたいのは、運営していくという中で重要になってくるのは、区長、副区長さんだと思います。また、その役員の方々というときに、これはあくまでも区という組織をどう捉えるかというのは、個々の考えがあると思います。ただ、なかなか今本当に区長さんは大変でございまして、仕事内容が多いのと、いろいろ交際費等もかかるという中で、区長、また副区長、その他役員にお金のほうが出ていると思いますが、そちらに関しまして金額の引き上げ等は検討としてありますでしょうか。それだけです。

○大野伸恵副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、答弁をさせていただきます。

報酬の引き上げの検討しているかというお尋ねだと思いますが、議員さんおっしゃるように区長さんの役割というのは、非常に多岐にわたって大変な部分は承知をしております。しかしながら、報酬につきましては、今のタイミングでは、引き上げするかについての検討のほうはまだ考えておりません。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、小学校の大規模改修についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからお答え申し上げます。

お尋ねは、広い意味でのランドデザインということかと思えます。何をどこまで組み込んでいくかについては、いろいろな考え方があると思いますが、さまざまな組み合わせがあり得るというふうに思います。また、一方で財政のバランス等も考慮していかないといけないということもあるかと思えます。いずれにしても、広く議論していくということになると思えますし、そうしていくべきというふうに考えます。現在行っております第2校舎の検討、それから喫緊の対応について検討が終わりましたら、方向性を定め、速やかに進めることができるように、手順についても検討を始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 再質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。

幅広い形でいろんな角度からの検討をしていただけるといご答弁だと思っております。そういった中で、先ほど質問のほうにも盛り込ませていただきましたが、今後検討していくという中で、先ほど私のほうで申し上げさせていただきましたいろんな施設が一体化した、具体的に申し上げたところだと、保育所、幼稚園、児童館、小学校、中学校、また高齢者施設をあわせたものというの、可能性があるのかどうか。検討段階として、そういったこともありではないか。またはいろんな方と、関係者の方ともお話をする中で、いや、それはちょっとないのではないという回答も過去ございましたので、そのあたりを含め、現段階の町の部分に関する状況、考えの部分をお聞かせいただければと思います。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 お答え申し上げます。

現在、第2校舎の小学校の検討を進めているところでございますので、まずそこがどういった形になるかということ、これを優先ということになるかと思えます。その後につきましては、いずれにしてもいろいろな考え方を広く議論していこうというところで考えておりますので、その中でどんな議論が出てくるか、それについてはフラットに検討していくという、そういう流れになるのかなど。具体的に、今おっしゃられました施設をどういうふうに組み合わせて云々という具体的な検討まで、まだできる状況ではございませんし、ただその可能性があるかないかと言われれば、今後の議論の中で出てくるか出てこないか。出てきたときには、それをしっかりと議論していくという、そういう姿勢で臨みたいというふうには考えております。

○大野伸恵副議長 再々質問ございますか。

ないようですので、1 番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第2、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてであります

が、平成29年10月22日執行、衆議院議員総選挙に伴い、緊急に平成29年度横瀬町一般会計予算を補正する必要が生じ、平成29年9月21日、平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げましたが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

○大野伸恵副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 質問です。4点になります。

1つは、専決日の問題であります。9月21日とありました。衆議院選挙のタイミングはということがあったりして、新聞報道があったのは毎日新聞9月17日付で、衆院解散の方針を固めたと報じられたのが9月17日だと思います。9月17日は曜日でいくと日曜日、18日は敬老の日だったのです。そうすると、火、水、木、19、20、21と、こういう点で起案日がいつで、こういうところの早く対応しなければならないのですが、このときに既に予算を組むということですので、前もって情報があったのかどうかということがあります。起案したのがいつで、どのような状況であったのかが1点であります。

2つ目は、選挙費用の関係であります。今回、選挙費用が、これだということ今の7ページにあります938万円というふうにあります。これは去年の参議院選挙を見たときに、去年の参議院選挙では決算書から見ると1,123万7,000円とありました。これとの差が何なのかという点が2つ目であります。

3つ目ではありますが、先ほど説明ありました歳入の関係で、県支出金の関係が805万円と、補正額ですね。今回の選挙費用に対して選挙委託金ということで805万円とあります。これは県から内示があって、こういう数字が示されてきたのかどうかという点が3つ目であります。

4つ目は、これは8ページであります。ここの8ページ目に選挙用備品購入費225万2,000円とあります。なぜこれかといいますと、去年の参議院選挙時のやはり備品購入費がありまして、これは決算で521万6,400円とありました。どんなものを購入したのか、備品費等についての説明をよろしく願います。

以上です。

○大野伸恵副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

まず、1点目の専決日の関係の質問でございます。今回の選挙におきましては、9月28日に衆議院のほう解散をされて、選挙期日等につきましては、その日の午後の閣議決定で決まっております。しかしながら、9月19日のタイミングで選挙システムのベンダーのほうから選挙処理の依頼のほうがございます、21日には入場券の校正、印刷指示をしなければ、その後の選挙事務処理に支障を来すという可能性があることを聞いたことや、先ほど議員もお話がありましたように、17日前後の新聞等、報道等の内容から判断をいたしまして、急遽予算編成を町経営課のほうにご依頼をいたしまして、21日に専決処分の起案を行い、同日に決裁をいただいたものでございます。

2つ目の今年度の予算と参議院の決算との比較ということでございますけれども、前回の参議院選挙においては、投票用紙の読み取り分類機というのを購入いたしまして、それが426万6,000円ほどかかっておりまして、その部分が主な原因になっているというふうに思います。

それから、805万円の歳入における内示があったのかということでございますけれども、内示のほうは日にちまではあれですけれども、全額についてはまだ確定はしておりません。選挙を行った後ぐらいだったと思うのですけれども、第1回目の交付等の金額についてはありましたけれども、最終的にまだ県のほうから、全て内示の額が終わったというような形ではまだ聞いておりませんので、この後通知等は来るものと思われま。

それと、今年度の補正の購入した備品購入の内容というお尋ねでございますけれども、衆議院議員選挙の場合、実質的に3つの選挙事務がございますので、各投票所が7地区ございまして、そこで3台の交付機のほうが各投票所で必要になるということでもありますけれども、今まで投票数の少ないところ等、手によって交付をしているところもございましたので、その部分を機械で間違いないようにするために、9台ほど購入をさせていただいたものでございます。

以上です。

○大野伸恵副議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 なかなか選挙っていつというので新聞報道があつて、町ってすぐに動けるかという、うがった見方という言い方は失礼ですが、別の情報が流れてきても、こういうふうに準備しておけよとなるのではないかなと思ったので、ここのところを聞いてみたところでありました。先ほどの9月19日に選挙指示があつた。どこどこというのがちょっと聞き取れなかったもので、その部分もう一回。こういう入場券の配布が間に合わなくなってしまうので、9月21日、進めたほうがいいよというのがあつたというのはどこからか、もう一度済みません。よろしくお願ひします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 19日のタイミングで選挙システムのほうを導入しておりますけれども、そのベンダー会社のほうから、今のタイミングで例えば選挙期日10月22日に間に合うように入場券を配布するとなると、こういうようなスケジュールになりますというのが、ベンダー会社のほうから、このタイミングで頼んで

いただく、このタイミングですよという用紙のほうをいただきましたので、それに基づいてということでございます。

以上です。

○大野伸恵副議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第52号 専決処分承認を求めることについて（平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））は、これを原案のとおり承認することに賛成する方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

〔副議長、議長と交代〕

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第3、議案第53号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第53号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第53号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、非常勤職員につきまして、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合、2歳に達する日まで育児休業期間を延長できる旨の規定が追加されたため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、第2条第4号は、非常勤職員につきまして、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合、2歳に達する日まで育児休業期間を延長できる旨の規定が追加されたものでございます。

第2条の3第2号につきましては、字句を整理するものでございます。

第2条の4につきまして、第2条の5として繰り下げるとともに、地方公務員等の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定める場合の定義について、非常勤職員につきまして、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合、2歳に達する日まで育児休業期間を延長できる旨の規定を第2条の4として追加するものでございます。

第3条第7号につきましては、字句を整理するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からと規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、これの新旧対照表等があります。非常にわかりにくい点がある。この条文を読んだときに、最初見て育児休業法第2条第1項というのがありまして、育児休業法を見たら、ここではなくて、横瀬町の育児休業等に関する条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律を育児休業法と言っていると定めているわけなのです。育児休業をすることができない職員ということで、以下の職員は育児休業ができません。その中で（4）は、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員ということで、ア、イ、ウと、この該当する職員が、今回2歳に達するまでというような読み方だと思うのです。できるだけわかりやすくということでありますので、今の私の解釈がいいかどうかという点が1点であります。

もう一点は、横瀬町の職員の中で、これはことしの2月号の広報に載せられた中身であります。横瀬町非常勤職員等の募集とあります。勤務形態等書かれていまして、この中の非常勤職員、具体的には条例

の一部改正が適用される職員というのは、どこに勤めているどういう人だというのがわかったら、説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

1点目の議員さんの今の説明をされた内容、条例の読み方について、これでいいかということについての確認ということですが、今この内容につきましては、先ほどもありましたけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条で、育児休業をすることができない職員を定めていることとなっております、町の育児休業等に関する条例第2条第1号から第4号で、育児休業をすることができない職員を議員のおっしゃるとおりに定めております。

ただし、第4号につきましては、ア、イ、ウに規定する職員以外が条例で規定する育児休業をすることができない職員というふうに定義をしていることから、結果的に議員のおっしゃるよう第4号につきましては、育児休業をすることができる職員を定めるということになります。

あと、2点目の対象となる職員の関係でございますけれども、非常勤職員として雇用する課が対象となりますので、児童館とか保育所等が対象になるというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 そうすると、この募集の中であった非常勤職員、任用期間1年となっております、ここに掲げられている非常勤職員さん、地域包括支援センター職員あるいは保健師または助産師、地域包括支援センター、それから保育所職員の非常勤職員、児童館の児童厚生員、地域子育て支援拠点職員、児童指導員、それから学級支援員の放課後子ども教室指導員、さわやか相談員というのがここに定めているので、この職員ですねということと。

あと、ほかの臨時職員は該当しないということでよろしいかどうかで、再度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

今、列挙した職員の関係、全て私のほうも頭に入っていないのと資料がないのであれなのですけれども、基本的には非常勤職員ということで定義をされている職員のほうが対象になろうかと思えます。

それと、臨時職員は基本的にはこちらのほうの対象にはなりません。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第53号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第54号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第54号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第54号の細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、字句の整理を行うものです。

第8条につきましては、子ども・子育て支援法施行規則の改正により、支給認定証の交付の任意化が規定され、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準も一部改正されました。このことによりまして、本条例におきましても特定教育保育施設への支給認定証の提示についての改正を行うものです。

なお、附則で、公布の日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第54号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第55号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第55号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。児童扶養手当法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第55号の細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんください。

第4条につきましては、所得税法の改正により児童扶養手当法が改正されたことに伴いまして、「控除対象配偶者」という名称が「同一生計配偶者」に変更となりました。このため、本条例におきましても同様の改正を行うものです。

なお、附則で、平成30年1月1日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第55号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第56号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第56号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,736万3,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,441万円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時33分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、最初に5ページの債務負担行為について伺います。

保育所の給食業務委託ですが、これは平成28年度決算の数字と見たときに、平成28年度決算の数字は約1,055万円となったと思います。それから見るときの債務負担の金額について、こういう点でいきましたということが1点であります。

2点目の学校給食費、学校給食調理業務委託事業であります。3カ年計画ということで単純に見ると3,000万円です。決算から見ると、1つの学校給食の委託事業は2,651万4,000円でした。これにその他幾つか加わっているのかどうか。この項目とこの項目やって、それで1年間これで、3年間がこうなりますよという説明をしていただければと思います。

それから、3番目の横瀬町の公共交通運行事業です。これがコミュニティバスと乗り合いバスだと思えますが、金額が足しても1年間で出てこないの、これは私も決算書から見たので、こういう金額ということで説明していただければというふうに思います。

それから、16ページであります。これは消防費の中の消防施設費であります。先ほど課長から説明ありました秩父広域市町村圏組合の上水道の管理運営事業費の中での消火栓設置負担金とあります。公営企業法の負担区分による形でいっているということなのですが、この負担区分、何割なのかということについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

保育所のほうの給食業務委託事業なのですけれども、金額についてのご質問でございますが、最低賃金等が毎年度改定されることに伴いまして、決算額との差が生じてございます。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○小泉 智教育次長 学校給食調理業務委託事業でございます。これにつきましては、現在行っているものとふえる項目等はございませんが、やはり人件費等の伸びを勘案しましての予算の債務負担行為というふうになっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 横瀬町公共交通運行事業でございますが、こちらはコミュニティバスブコーさん号の運行業務でございます。平成30年度から平成31年度、2年間の金額で3,400万円余りとありますが、

今年度、平成29年度の契約金額が1,684万8,000円、1年間でその金額でございまして、このほかにもコミュニティバスは10名の定員でございまして、乗り切れないときのタクシーでの予備の車を出すことがありまして、それも含めて1年間に約1,723万2,000円ということで、この金額としたものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 11ページの秩父広域の負担金の負担割合の関係なのですが、手元のほうに資料がございませんので、調べて後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の説明で債務負担行為の関係であります。横瀬町の公共交通運行事業については平成30、31年度ということで2年間とありました。同じような期日の関係だということ、保育所の給食業務委託は平成30年度から平成31年度までなのですが、これは1年なのですね。この今の説明、2人から聞いたこと、ちょっと差異があるので、そこをもう一回どちらかが整理していただければと思うのですが、どうですか。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 保育所のほうの給食業務委託事業につきましては、2年間という設定なのですが、現在保育所の民営化につきまして、議会全員協議会等でもご協議いただいている部分がありまして、まだ方向性が定まっていない部分がありますので、2年間という委託期間を設定させていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 再度答弁をさせていただきます。

給食業務の委託につきまして、この1,370万円ということで債務負担行為をさせていただいておりますけれども、これが2年間の金額となっております。保育所の給食につきましては、業者さんのほうに業務委託する部分と、あとは食数に応じてお支払いをする部分とに分かれておりますので、決算額との差が生じております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この保育所の給食業務委託事業ということは、業者さんがあたりして2年間ということの説明でありました。今、給食業務委託料の平成28年度決算は1,055万円だったのです。それを今回2年間見ても、1,370万円ということでよろしいのですねの確認です。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

先ほどもご説明させていただいたのですけれども、業者のほうに委託する部分と、あとは食数に応じてお支払いする部分がありますので、業者さんのほうに委託する経費については、この金額で大丈夫です。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第56号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第57号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第57号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ12億648万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第57号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第58号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第58号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万4,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,176万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時53分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑の際は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、ページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第58号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第59号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第59号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9,890万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第59号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎答弁の補足

○小泉初男議長 先ほど、5番、浅見議員に対する質疑の答弁漏れがございましたので、答弁を求めます。
総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、先ほどの一般会計補正予算の中で、16ページで秩父広域市町村圏組合上水道管理運営事業の中の消火栓の設置の負担金についての負担割合についてのお尋ねについて答弁させてい

たきます。国からの通知によりまして実費ということで、10分の10ということでございます。
以上でございます。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長 日程第10、請願第1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願書を議題といたします。
紹介議員の説明を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 国民健康保険の県単位化にあたっての請願の説明でございますが、お手元にございます請願趣旨を読ませていただき、説明にかえます。

2018年度より、国民健康保険制度の財政運営主体が市町村から埼玉県に移行します。現在埼玉県国民健康保険運営協議会において移行に向けた準備が進められており、この7月には「埼玉県国民健康保険運営方針」(案)が公表されました。この運営方針(案)は、市町村の法定外繰り入れ(市町村独自の財政支援)の大部分を「解消・削減すべき赤字」として、6年間の期限を定めてその解消を迫っています。計画通りに法定外繰り入れが解消・削減されるなら、国民健康保険税は最大で2倍、平均で1.4倍引き上げられる試算となっています。

国民健康保険制度は、被保険者の大半が低所得者・高齢者で構成されていること、国庫負担割合が長期的に削減されてきたことなどから、被保険者の税負担が重く、払いきれずに滞納する世帯が増大しています。このため滞納対策としての取立てや差し押さえが行われています。先の運営方針(案)では、市町村ごとの国民健康保険税収納率目標も定められ、更なる徴税強化を余儀なくされることは必至です。

これ以上の国民健康保険税の引き上げは、国民健康保険制度そのものの崩壊にもつながりかねません。国民健康保険法はその第1条で、国民健康保険は社会保障であると明記しています。国民健康保険は、国・県及び地方自治体が責任を持ってその運営を支えるべきです。

よって下記項目について議会で確認し実施していただくよう請願します。

【請願項目】

1. 国民健康保険制度が社会保障であるという観点から、国及び県に対して公的支援の拡充を強く要望するとともに、法定外繰り入れによる財政的支援を継続・拡充させること。
2. 国民健康保険税額については十分に注意して、低所得者の保険税減免制度の拡充を図ること。

以上です。

請願者は、秩父社会保障推進協議会でございます。秩父社会保障推進協議会につきましては、皆様の机の上に配付してありますので、参考にしていただきたいと思います。

請願先は、横瀬町議会です。

以上、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

それでは、本請願書の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この請願第1号でございますけれども、所管の委員会に付託をして、十分審査をしていただくように取り扱っていただければというふうに思います。

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この請願第1号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎発議第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長 日程第11、発議第3号 横瀬町手話言語条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆さん、こんにちは。改めまして、議長よりご指名いただきましたので、上程されました発議第3号 横瀬町手話言語条例について、提出者としてご説明申し上げます。

手話は、ろう者が使っている言語で、手の形、位置、指の動きや表情により、物の名前や概念などを視覚的に表現するものです。国連の障害者権利条約第2条や我が国の障害者基本法第3条第3項において、手話を言語に含むということが明記されております。しかしながら、手話に対する理解はいまだに社会全体において深まっているとは言えません。

そこで、本条例案は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、町などの責務や役割を明らかにし、ろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現を目的とするものです。

手話言語条例は、全国では埼玉県を含む13県85市11町の計109の自治体、埼玉県内では8市1町において制定されております。横瀬町の条例案では、町民だけでなく、横瀬町を訪れる観光客を意識していることや、横瀬町だけでなく、秩父地域の近隣自治体との広域連携を努めることなどが明記されていることが、その大きな特徴となっております。

条例の施行期日につきましては、来年4月1日としております。

議員の皆様におかれましては、ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより賛成者として発言させていただきます。

これまで、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。手話に対する理解の広がりをも十分に感じる状況に至っていないと認識しております。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、安心して暮らし、訪れることができる横瀬町を目指し、手話を広く普及させることのできる福祉先進地としての秩父地域をつくるために、この条例を制定することを望みます。

条例の施行期日につきましては、来年度4月1日を目指しております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。賛成者の発言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 賛成者の発言を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 提出者にお聞きしますが、広域連携によって秩父地域をつくるということが書いてありますが、これはどういう方法でつくるのかということと。

賛成者にお聞きしますが、この文面を見たときに、どこかおかしいとか直したいとか思ったことはございませんか。

以上、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 それでは、内藤議員の質問にお答えいたします。

内藤議員の求める答えが答えられるかわかりませんが、お答えします。今のお話の広域連携ということなのですが、横瀬町初め、秩父の1市4町は、ふだんの日常生活においても秩父市町村圏組合を構成し、主に住民生活の部分では既に広域というか、連携をしているところでございます。また、秩父には定住自立圏構想を初め、広域以外のことでも協力していろいろな事業に取り組んでいることがありますので、それと同じく手話の事業に関しても取り組んでいけばいいと思いますので、そういう意味で広域連携というふうにしております。

以上です。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 内藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

私的には、条例の中の3条、責務に関しては、もう少し検討の余地があるのではないかと考えておりま

す。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 まず、この言語条例ですが、前文に「手話普及の先進地としての秩父地域をつくる」と。「ろう者とろう者以外の者とは共生することのできる」、済みません。目的、第1条の一番下なのですが、「地域社会の実現に寄与することを目的とする」というのでは、寄与するのではなく、これは町が主体でつくるのですから、「実現を目指す」とか「地域社会をつくることを目的とする」とか、寄与するだけでは足りないので、役に立ってもらっても困るので、主体でしていただかないと、これはちょっと文面がおかしいと思います。

第2条に行きまして、基本理念でございますが、(1)は手話の生い立ち、歴史、説明なので、別にこれを理解していただかなくても構いません。基本理念は、あくまでも言語として使用する権利の尊重、それとあと手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備をするということでございますが、しれっと第2条の先に書いてしまっていて、中身はちょっと違うと思いますが、私は。

続きまして、第3条まで言わせていただきます。第3条はいろいろ書いてございますが、先ほど質問いたしました広域連携によって秩父地域をつくるという施策が一つも載っていない。これは、その他の町の関連もありましょうが、どうしても広域でやるのであれば、広域でできるような施策を入れていただかないと、こういうことはできないと思います。

あと、もう一つ、横瀬では小中学校において既に授業に取り入れておりますので、久保教育長もあと20年もすれば勇退してしまいますので、ちゃんと条文に明文化していただかないと、授業がなくなるおそれもありますので、学校における手話を学ぶ機会等の施策を入れていただきたいと。

第4条に行きまして、「町民は、基本理念を理解し、積極的に手話を使用する」、しゃべれる人は積極的にする人いませんから、ちゃんと現実的な表現にしていきたいと思います。

あと1個、町民に対しての役割でございますが、町民にもろう者はいますので、町民のろう者も積極的に社会参加するよう努めるとか、ろう者のほうにも何か役割を言っていたかかないと、五分五分の立場でやりたいと思います。

あと第5条、事業者の役割でございますが、これに足して、聞こえないことで働く場所の制限が大分わかりますので、働く場所の確保にも努めていただきたい。それもどうか考えていただきたいと思います。

第6条は、3号に掲げる施策の方針でございますが、(3)、方針に当たっては、手話を使用する人、その他関係者の意見を聞くと。意見を聞くのは、3条をつくる時に先に一緒につくらないと、こっちで勝手に決めて、方針だけどうしますかと言われても困ると思うので、これは3条も一緒につくる。それで、もしなら方針も意見を聞くと。それで、町はできる範囲でそれをやるということでございます。

第7、8、9はこんなものでございます。

以上が私の意見でございますが、手直しも必要だと思いますし、廃案にするのももったいないので、委員会に付託して委員会で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 立派な質問でございますので、少し答弁がありましたら。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 内藤議員、ありがとうございました。それらを含めまして、できる限り反映させていきたいと思えます。

ただ、私が今回この手話条例を見ながら思ったのですけれども、今回、横瀬町手話言語条例は、全日本ろうあ連盟がつくってある市町村モデル条例に基づいております。それと、あと埼玉県の手話条例もありますので、そちらを参考につくりました。今、内藤議員の最初にありました1条と2条の目的、理念のところなのですが、それはほとんど埼玉県条例と、寄与という言葉ですとか、その辺を含めて埼玉県条例とほぼ同じ状況でした。第1条は、地域社会の実現に寄与することを目的とする。第2条……

〔何事か言う人あり〕

○3番 阿左美健司議員 私もそう言われてみて……

〔「主体性、主体じゃないの」と言う人あり〕

○3番 阿左美健司議員 では、横瀬町の主体性が表現できるよう、総務文教厚生委員会のほうに付託をしていただいて、また議員の皆さんと横瀬町独自のよりいいものにできるよう努めていきたいと思えます。よろしく願います。ありがとうございました。

○小泉初男議長 今、提出者のほうも簡単に。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 内藤議員、ありがとうございました。

本当に今回この素案に至るまでが、6月からろうあ連盟の方と勉強会を兼ね進めてきたものの形の一つが、今回発議に至ったこの条例になります。一方で、先ほどいただいたご意見というのも、やっぱり実感する部分がありますので、本当にこれは総務文教の委員会でしっかりとまた議論していただいて、前向きな条例ができればと思っております。ありがとうございました。

○小泉初男議長 まだございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 いろいろ済みません。もし課長さんでも議員さんでも、間違っていると思うことがあったら、後で指摘していただきたいと思えますので、よろしく願います。

以上です。

○小泉初男議長 答弁はよろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

それでは、本発議の取り扱いについてご意見を賜りたいと思えます。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この発議第3号ですけれども、今質疑の段階でもお話がありましたように所管の委員会に付託をして、委員会の中で執行部も踏まえて議論した上で、この条例案をつくっていければというふうに思えます。というのは、ここには町の責務、これも入っていますし、必要に応じては予算措置もし

なければいけません。それから、条例ですから、ある程度きちっとした形で制定しなければならないということがあります。そういうことを踏まえまして、委員会の中で十分審査をいたしまして、将来に向けて本当にいい条例になるようにつくっていければというふうに思います。その点では、今回この発議を継続審査といたしまして、所管の委員会に付託をしたらいかがかというふうに思います。お取り扱いをよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 他に意見ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この発議第3号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りをいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成29年第5回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

副 議 長 大 野 伸 惠

署 名 議 員 向 井 芳 文

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 若 林 清 平